

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文		編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文		改訂理由
	1	0	0	0	0	1		第1編 共通編		1	0	0	0	0	1		第1編 共通編		
	1	1	0	0	0	1		第1章 総則		1	1	0	0	0	1		第1章 総則		
	1	1	1	0	0	1		第1節 総則		1	1	1	0	0	1		第1節 総則		
	1	1	1	2	0	1		1-1-1-2 用語の定義		1	1	1	2	0	1		1-1-1-2 用語の定義		
2	1	1	1	2	23	1	23.	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。		1	1	1	2	23	1	23.	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。		
										1	1	1	2	23	2		なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(平成29年6月26日付け技第647号)に基づき実施しなければならない。		デジタル工事写真の小黒板情報電子化について新規追加
3	1	1	1	2	46	1	46.	JIS規格とは、日本工業規格をいう。		1	1	1	2	46	1	46.	JIS規格とは、日本産業規格をいう。		改称に伴う修正
	1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録		1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	コリンズ (CORINS) への登録		
	1	1	1	6	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。		1	1	1	6	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。		コリンズ運用の変更に伴い修正
4	1	1	1	6	1	2		登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。		1	1	1	6	1	2		登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。		
	1	1	1	6	1	3		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。											コリンズの入力規則に合わせ削除
	1	1	1	6	4	1		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。		1	1	1	6	3	1		また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。		コリンズ実態に基づき修正
	1	1	1	6	5	1		なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		1	1	1	6	4	1		なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。		コリンズ実態に基づき修正
										1	1	1	6	5	1		また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。		コリンズ運用の変更に伴い修正
										1	1	1	6	6	1		ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。		
	1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	施工管理		1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	施工管理		
11	1	1	1	29	5	1	5.	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。		1	1	1	29	5	1	5.	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。		影響が生じた場合では、対策として手戻りとなる可能性があるため文言追加修正
	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	工事中の安全確保		1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	工事中の安全確保		
12	1	1	1	32	1	1	1.	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議会官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省建設事務次官通達平成5年1月12日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。		1	1	1	32	1	1	1.	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議会官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省建設事務次官通達平成5年1月12日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
12	1	1	1	32	1	2		ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。									表現の適正化		
	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	環境対策	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	環境対策			
14	1	1	1	36	6	1	6.	排出ガス対策型建設機械	1	1	1	36	6	1	6.	排出ガス対策型建設機械			
15	1	1	1	36	6	6	(3)	排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械について、監督員の確認を受けなければならない。									表現の適正化		
	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	交通安全管理	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	交通安全管理			
17	1	1	1	38	3	1	3.	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまぬ工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(平成29年4月1日)」に従うものとする。	1	1	1	38	3	1	3.	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまぬ工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(平成31年4月1日)」に従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
17	1	1	1	38	4	1	4.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	38	4	1	4.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
18	1	1	1	38	12	1	12.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	12	1	12.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート			
	1	3	1	0	0	1	第1節	適用	1	3	1	0	0	1	第1節	適用			
36	1	3	1	0	4	1	4.	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	1	3	1	0	4	1	4.	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
	1	3	2	0	1	9		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書G5圧接継手工事 (平成21年9月)	1	3	2	0	1	9		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書G5圧接継手工事 (平成29年9月)	諸基準類の改定に伴う修正		
36									1	3	2	0	1	13		橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)	諸基準類の改定に伴う修正		
									1	3	2	0	1	14		橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン (平成30年6月)	諸基準類の改定に伴う修正		
									1	3	2	0	1	15		道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)	諸基準類の改定に伴う修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)																	
ページ	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			
						編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)						新条文						改訂理由			
37	1	3	2	0	3	1. 3.	1	3	2	0	3	1. 3.	1	3	2	0	3	1. 3.	1	3	2	0	3	1. 3.	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	5	0	0	1. 第5節	1	3	5	0	0	1. 第5節	1	3	5	0	0	1. 第5節	1	3	5	0	0	1. 第5節	現場練りコンクリート	現場練りコンクリート	
	1	3	5	4	0	1. 1-3-5-4	1	3	5	4	0	1. 1-3-5-4	1	3	5	4	0	1. 1-3-5-4	1	3	5	4	0	1. 1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	材料の計量及び練混ぜ	
	1	3	5	4	1	1. 1. 計量装置	1	3	5	4	1	1. 1. 計量装置	1	3	5	4	1	1. 1. 計量装置	1	3	5	4	1	1. 1. 計量装置			
39	1	3	5	4	1	2. (1)	1	3	5	4	1	2. (1)	1	3	5	4	1	2. (1)	1	3	5	4	1	2. (1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	5	4	1	3.	1	3	5	4	1	3.	1	3	5	4	1	3.	1	3	5	4	1	3.	なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。	なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	5	4	2	1. 2. 材料の計量	1	3	5	4	2	1. 2. 材料の計量	1	3	5	4	2	1. 2. 材料の計量	1	3	5	4	2	1. 2. 材料の計量			
	1	3	5	4	2	5. (3)	1	3	5	4	2	5. (3)	1	3	5	4	2	5. (3)	1	3	5	4	2	5. (3)	計量誤差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	5	4	2	6. (4)	1	3	5	4	2	6. (4)	1	3	5	4	2	6. (4)	1	3	5	4	2	6. (4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	
	1	3	5	4	2	7. (5)	1	3	5	4	2	7. (5)	1	3	5	4	2	7. (5)	1	3	5	4	2	7. (5)	その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正
40	1	3	5	4	2	9. (5)	1	3	5	4	2	9. (5)	1	3	5	4	2	9. (5)	1	3	5	4	2	9. (5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	
41	1	3	5	4	2	10. 表1-3-2 計量の許容誤差	1	3	5	4	2	10. 表1-3-2 計量値の許容差	1	3	5	4	2	10. 表1-3-2 計量値の許容差	1	3	5	4	2	10. 表1-3-2 計量値の許容差	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	0	0	1. 第6節	1	3	6	0	0	1. 第6節	1	3	6	0	0	1. 第6節	1	3	6	0	0	1. 第6節	運搬・打込み	運搬・打込み	
	1	3	6	4	0	1. 1-3-6-4	1	3	6	4	0	1. 1-3-6-4	1	3	6	4	0	1. 1-3-6-4	1	3	6	4	0	1. 1-3-6-4	打込み	打込み	
43	1	3	6	4	12	1. 12.	1	3	6	4	12	1. 12.	1	3	6	4	12	1. 12.	1	3	6	4	12	1. 12.	受注者は、コンクリートの打込み作業に際しては、あらかじめ打込み計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打込み作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。	受注者は、コンクリートの打込み作業に際しては、あらかじめ打込み計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打込み作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	4	16	1. 16.																			受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペースを可能な限り取り除かなければならない。		実態に合わせ削除
	1	3	6	4	17	1. 17.	1	3	6	4	16	1. 16.	1	3	6	4	16	1. 16.	1	3	6	4	16	1. 16.			軽微な修正 (番号)
	1	3	6	4	18	1. 18.	1	3	6	4	17	1. 17.	1	3	6	4	17	1. 17.	1	3	6	4	17	1. 17.			軽微な修正 (番号)
	1	3	6	4	19	1. 19.	1	3	6	4	18	1. 18.	1	3	6	4	18	1. 18.	1	3	6	4	18	1. 18.			軽微な修正 (番号)
	1	3	6	4	20	1. 20.	1	3	6	4	19	1. 19.	1	3	6	4	19	1. 19.	1	3	6	4	19	1. 19.			軽微な修正 (番号)
	1	3	6	5	0	1. 1-3-6-5	1	3	6	5	0	1. 1-3-6-5	1	3	6	5	0	1. 1-3-6-5	1	3	6	5	0	1. 1-3-6-5	締固め	締固め	
44	1	3	6	5	2	1. 2.	1	3	6	5	2	1. 2.	1	3	6	5	2	1. 2.	1	3	6	5	2	1. 2.	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打込み、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打込み、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
	1	3	6	6	0	1. 1-3-6-6	1	3	6	6	0	1. 1-3-6-6	1	3	6	6	0	1. 1-3-6-6	1	3	6	6	0	1. 1-3-6-6	沈下ひび割れに対する処置	沈下ひび割れに対する処置	
	1	3	6	6	2	1. 2.	1	3	6	6	2	1. 2.	1	3	6	6	2	1. 2.	1	3	6	6	2	1. 2.	受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	
44	1	3	6	6	2	2.	1	3	6	6	2	2.	1	3	6	6	2	2.	1	3	6	6	2	2.	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
	1	3	6	7	0	1	1-3-6-7	打継目	1	3	6	7	0	1	1-3-6-7	打継目			
44	1	3	6	7	1	1	1.	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1	1.	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	7	2	1	2.	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7	2	1	2.	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	7	3	1	3.	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。	1	3	6	7	3	1	3.	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	7	8	1	8.	伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材材厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	1	3	6	7	8	1	8.	伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材材厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	9	0	1	1-3-6-9	養生	1	3	6	9	0	1	1-3-6-9	養生			
45	1	3	6	9	1	1	1.	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1	1.	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	6	9	2	1	2.	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間、表1-3-3を標準とする。	1	3	6	9	2	1	2.	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正		
									1	3	6	9	2	2		なお、中庸熟ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。			
	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工			
	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て			
46	1	3	7	4	2	1	2.	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打込み中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。	1	3	7	4	2	1	2.	受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
									1	3	7	4	2	2	(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
46, 47	1	3	7	4	2	2	2.	なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm 以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	1	3	7	4	2	3		なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
47									1	3	7	4	2	4	(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正			
									1	3	7	4	2	5	(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)																																			
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条(項目見出し)	新条文	改訂理由																												
	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手																													
47	1	3	7	5	2	1	2.	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1	2.	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	7	5	3	1	3.	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3	1	3.	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	7	5	5	1	5.	受注者は、将来の継ぎashiのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。	1	3	7	5	5	1	5.	受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	7	6	0	1	1-3-7-6	ガス圧接	1	3	7	6	0	1	1-3-7-6	ガス圧接																													
48	1	3	7	6	4	1	4.	受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	1	3	7	6	4	1	4.	受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダーで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	7	6	5	1	5.	突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。	1	3	7	6	5	1	5.	突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	7	6	6	1	6.	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	6	1	6.	受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生																													
50	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生																																					
	1	3	10	3	5	1	5.	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5.	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。																													
50, 51	1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。	1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。																													
	1	3	10	3	5	3		表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間	1	3	10	3	5	3		表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間	諸基準類の改定に伴う修正																												
								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> <td>12 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> <td>9 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4 日</td> <td>3 日</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3 日</td> <td>2 日</td> <td>4 日</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日	10℃	7 日	4 日	9 日	(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日	10℃	3 日	2 日	4 日											
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類																																											
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																									
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9 日	5 日	12 日																																									
	10℃	7 日	4 日	9 日																																									
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4 日	3 日	5 日																																									
	10℃	3 日	2 日	4 日																																									
	1	3	11	0	0	1	第11節	マスコンクリート	1	3	11	0	0	1	第11節	マスコンクリート																													
	1	3	11	2	0	1	1-3-11-2	施工	1	3	11	2	0	1	1-3-11-2	施工																													
51	1	3	11	2	5	1	5.	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	1	5.	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																												
	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート																													
	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造																													

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	新条文	改訂理由		
	1	3	13	3	3	1		3. 材料の計量	1	3	13	3	3	1		3. 材料の計量			
53	1	3	13	3	3	4	(2)	計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	4	(2)	計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	13	3	3	5		表1-3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)	1	3	13	3	3	5		表1-3-5 計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)	諸基準類の改定に伴う修正		
	1	3	13	4	0	1		1-3-13-4 運搬打込み	1	3	13	4	0	1		1-3-13-4 運搬打込み			
	1	3	13	4	3	1		3. 打込み	1	3	13	4	3	1		3. 打込み			
54	1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編			
	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項			
	2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質	2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質			
57, 58	2	1	2	0	7	1	7.	受注者は、表2-1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。									表現の適正化		
	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料			
	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材			
	2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料	2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料			
71	2	2	5	7	1	10		JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)	2	2	5	7	1	10		JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)	JIS名称変更に伴う修正		
	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料			
	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項			
74	2	2	6	1	4	1	4.	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	4	1	4.	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	2	2	6	1	7	1	7.	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	2	2	6	1	7	1	7.	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
74	2	2	6	1	9	1	9.	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	9	1	9.	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期貯蔵したセメントは使用してはならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント			
75	2	2	6	2	3	1	3.	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	1	3.	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。			

# 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)										改訂理由																																																																			
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	新条文																																																																								
75	2	2	6	2	3	2	表2-2-18 普通ボルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2	表2-2-18 普通ボルトランドセメントの品質	諸基準類の改定に伴う修正																																																																								
							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積</td> <td>cm<sup>2</sup>/g</td> <td>2.500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチエ法</td> <td>mm 10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱</td> <td>7d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>							品 質		規 格	比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2.500 以上	凝 結	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチエ法	mm 10以下	圧 縮 強 さ	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱	7d	350 以下	28d	400 以下	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積</td> <td>cm<sup>2</sup>/g</td> <td>2.500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチエ法</td> <td>mm 10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱</td> <td>7d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2.500 以上	凝 結	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	バット法	良	ルシャチエ法	mm 10以下	圧 縮 強 さ	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%	
品 質		規 格																																																																																					
比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2.500 以上																																																																																					
凝 結	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	バット法	良																																																																																					
	ルシャチエ法	mm 10以下																																																																																					
圧 縮 強 さ	3d	12.5 以上																																																																																					
	7d	22.5 以上																																																																																					
	28d	42.5 以上																																																																																					
水 和 熱	7d	350 以下																																																																																					
	28d	400 以下																																																																																					
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																					
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																					
強熱減量%		5.0 以下																																																																																					
全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下																																																																																					
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																					
品 質		規 格																																																																																					
比表面積	cm <sup>2</sup> /g	2.500 以上																																																																																					
凝 結	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	バット法	良																																																																																					
	ルシャチエ法	mm 10以下																																																																																					
圧 縮 強 さ	3d	12.5 以上																																																																																					
	7d	22.5 以上																																																																																					
	28d	42.5 以上																																																																																					
水 和 熱	7d	測定値を報告する																																																																																					
	28d	測定値を報告する																																																																																					
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																					
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																					
強熱減量%		5.0 以下																																																																																					
全アルカリ (Na o eq)%		0.75 以下																																																																																					
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																					
75	2	2	6	3	0	1	2-2-6-3 混和材料	2	2	6	3	0	1	2-2-6-3 混和材料	諸基準類の改定に伴う修正																																																																								
							5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。							5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。																																																																									
	2	2	7	0	0	1	第7節 セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節 セメントコンクリート製品																																																																									
	2	2	7	1	0	1	2-2-7-1 一般事項	2	2	7	1	0	1	2-2-7-1 一般事項																																																																									
76	2	2	7	1	3	1	3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	2	2	7	1	3	1	3. 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正																																																																								
76	2	2	7	2	0	1	2-2-7-2 セメントコンクリート製品	2	2	7	2	0	1	2. 前項の他、新潟県土木部制定の「新潟県土木部汎用コンクリート二次製品及び工場等承認要綱」により承認されたもの及び新潟県農地部制定の「新潟県農地部規格コンクリート二次製品製造工場指定要綱」により指定されたもの。	表現の適正化																																																																								
														2. 前項の他、新潟県土木部制定の「新潟県土木部汎用コンクリート二次製品及び工場等承認要綱」により承認されたもの及び新潟県農地部制定の「新潟県農地部規格コンクリート二次製品製造工場指定要綱」により指定されたもの、国土交通省北陸地方整備局の「土木用コンクリート製品設計便覧」掲載品で「製造品質認定書」を有する製品。																																																																									
	2	2	12	0	0	1	第12節 道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節 道路標識及び区画線																																																																									
81	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1 道路標識	2	2	12	1	0	1	道路標識	用語修正																																																																								
							2							2		12	1	0	2	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。																																																																			
							2							2		12	1	0	3	(1) 標識板																																																																			
	3	0	0	0	0	1	第3編 土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編 土木工事共通編																																																																									
	3	1	0	0	0	1	第1章 一般施工	3	1	0	0	0	1	第1章 一般施工																																																																									
	3	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	3	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準																																																																									
85	3	1	2	0	0	41	厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)」	3	1	2	0	0	41	厚生労働省「道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成29年6月)」	諸基準類の改定に伴う修正																																																																								
	3	1	2	0	0	47	土木学会コンクリート標準示方書(規準編)(平成25年11月)	3	1	2	0	0	47	土木学会コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月)	諸基準類の改定に伴う修正																																																																								
	3	1	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	1	3	0	0	1	第3節 共通の工種																																																																									

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
	3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材 料	3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材 料			
86	3	1	3	2	4	1	4.	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	1	3	2	4	1	4.	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。			
	3	1	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 (Z27) の275g/m <sup>2</sup> (両面付着量) 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	1	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
									3	1	3	2	4	8	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
									3	1	3	2	4	9	①	海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	諸基準類の改定に伴う修正		
									3	1	3	2	4	10	②	雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	諸基準類の改定に伴う修正		
									3	1	3	2	4	11	③	路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	2	5	1	5.	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	1	3	2	5	1	5.	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。			
86	3	1	3	2	5	3	(2)	受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	1	3	2	5	3	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	2	6	1	6.	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	3	1	3	2	6	1	6.	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。			
	3	1	3	2	6	2	(1)	反射体	3	1	3	2	6	2	(1)	反射体			
	3	1	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	3	1	3	2	6	4	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。			
	3	1	3	2	6	5		白色	3	1	3	2	6	5		白色			
	3	1	3	2	6	6		$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$	3	1	3	2	6	6		$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$			
	3	1	3	2	6	7		$0.50 \geq x \geq 0.41$	3	1	3	2	6	7		$0.50 \geq x \geq 0.41$			
	3	1	3	2	6	8		橙色	3	1	3	2	6	8		橙色			
	3	1	3	2	6	9		$0.44 \geq y \geq 0.39$	3	1	3	2	6	9		$0.44 \geq y \geq 0.39$			
	3	1	3	2	6	10		$y \geq 0.99-x$	3	1	3	2	6	10		$y \geq 0.99-x$			
3	1	3	2	6	11		ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部: CIE三刺激値) の色度座標である。	3	1	3	2	6	11		ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色-第三部: CIE三刺激値) の色度座標である。	誤記の修正			
	3	1	3	12	0	1	3-1-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工)	3	1	3	12	0	1	3-1-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工)			
95	3	1	3	12	2	1	2.	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	1	3	12	2	1	2.	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。			
93	3	1	3	12	2	5	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	3	1	3	12	2	5	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。			
93, 94	3	1	3	12	2	7	②	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	3	1	3	12	2	7	②	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	13	0	1	3-1-3-12	ポストテンション桁製作工	3	1	3	13	0	1	3-1-3-12	ポストテンション桁製作工			
94	3	1	3	13	1	1	1.	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	3	1	3	13	1	1	1.	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。			
									3	1	3	13	1	6	(5)	受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項以下	新条文	改訂理由		
94	3	1	3	13	4	1	4.	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	1	3	13	4	1	4.	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。			
	3	1	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	1	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。			
95	3	1	3	13	4	3	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ボルトランドセメント) に適合する普通ボルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	3	1	3	13	4	3	①	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ボルトランドセメント) に適合するボルトランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	13	4	19	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	1	3	13	4	19	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	13	7	1	7.	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	3	1	3	13	7	1	7.	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
96	3	1	3	13	7	3	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	1	3	13	7	3	(2)	使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	13	7	4	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	3	1	3	13	7	4	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	13	7	5	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	3	1	3	13	7	5	(4)	プレグラウトされたPC鋼材として (1) から (3) を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	14	0	1	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3	1	3	14	0	1	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工			
	3	1	3	14	2	1	2.	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	3	1	3	14	2	1	2.	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。			
	3	1	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-1-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	3	1	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
97									3	1	3	14	2	3		未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	3	14	2	3		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成25年11月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	3	14	2	3		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		



新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)							新条文 (令和元年版)							改訂理由											
ページ	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編章節条		新条文										
102	3	1	3	23	4	7	表3-1-7 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値					3	1	3	23	4	7	表3-1-6 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値					表番号修正		
							セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)									セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)					
							S10T	M20	172~202								S10T	M20	172~202						
								M22	212~249									M22	212~249						
								M24	247~290									M24	247~290						
																	S14T	M22	311~373						
																	S14T	M24	363~435						
102, 103	3	1	3	23	4	8	表3-1-8 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値					3	1	3	23	4	8	表3-1-7 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値					表番号修正		
							セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)									セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)					
							S10T	M20	167~211								S10T	M20	167~211						
								M22	207~261									M22	207~261						
								M24	241~304									M24	241~304						
																	S14T	M22	299~391						
																	S14T	M24	349~457						
103	3	1	3	23	4	9	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-1-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。					3	1	3	23	4	9	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-2-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。					表番号修正		
	3	1	3	23	4	10	表3-1-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値					3	1	3	23	4	10	表3-1-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値					表番号修正		
	3	1	3	31	0	1	3-1-3-31 現場塗装工					3	1	3	31	0	1	3-1-3-31 現場塗装工							
107	3	1	3	31	9	1	9.	受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表3-1-10に示すとおりである。					3	1	3	31	9	1	9.	受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表3-1-9に示すとおりである。					表番号修正
108	3	1	3	31	9	2	表3-1-10 塗装禁止条件					3	1	3	31	9	2	表3-1-9 塗装禁止条件					表番号修正		
	3	1	3	32	0	1	3-1-3-32 かごマット工					3	1	3	32	0	1	3-1-3-32 かごマット工							
111	3	1	3	32	1	1	1.	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日改定) (以下「鉄線籠型基準」という。) によるほか、図面及び以下による。					3	1	3	32	1	1	1.	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省、平成21年4月) (以下「鉄線籠型基準」という。) によるほか、契約図面及び以下による。					表記統一のため修正
112	3	1	3	32	3	2	表3-1-11 要求性能の確認方法					3	1	3	32	3	2	表3-1-10 要求性能の確認方法					表番号修正		
113	3	1	3	32	6	1	6.	連結の方法はコイル式とし表3-1-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線末部を内側に向けるものとする。					3	1	3	32	6	1	6.	連結の方法はコイル式とし表3-1-11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線末部を内側に向けるものとする。					表番号修正
	3	1	3	32	6	2	表3-1-12 連結コイル線					3	1	3	32	6	2	表3-1-11 連結コイル線					表番号修正		
114	3	1	3	32	6	3	表3-1-13 線材の品質管理試験の内容					3	1	3	32	6	3	表3-1-12 線材の品質管理試験の内容					表番号修正		
	3	1	3	33	0	1	3-1-3-33 袋詰玉石工					3	1	3	33	0	1	3-1-3-33 袋詰玉石工							
115	3	1	3	33	2	1	2.	袋型根固め用袋材は、表3-1-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。					3	1	3	33	2	1	2.	袋型根固め用袋材は、表3-1-13に示す性能を満足することを確認しなければならない。					表番号修正
	3	1	3	33	3	1	3.	要求性能の確認は、表3-1-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。					3	1	3	33	3	1	3.	要求性能の確認は、表3-1-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。					表番号修正
	3	1	3	33	3	2	表3-2-14 (1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法					3	1	3	33	3	2	表3-2-13 (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法					表番号修正、誤記修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
116	3	1	3	33	3	3		表3-1-14 (2) 参考資料	3	1	3	33	3	3		表3-1-13 (2) 参考資料	表番号修正		
	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工			
	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工			
118	3	1	4	4	11	1	11.	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。	3	1	4	4	11	1	11.	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺部及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。	諸基準類の改定に伴う修正		
119	3	1	4	4	16	2		また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	3	1	4	4	16	2		また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	4	4	21	1	21.	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	1	4	4	21	1	21.	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。			
120	3	1	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行き、表3-1-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	1	4	4	21	9	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行き、表3-1-14の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正		
	3	1	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	1	4	4	21	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。			
	3	1	4	4	21	11		表3-1-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	1	4	4	21	11		表3-1-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正		
121	3	1	4	4	21	12	(8)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。	3	1	4	4	21	12	(8)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。			
	3	1	4	4	21	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	3	1	4	4	21	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工			
122	3	1	4	5	9	1	9.	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	1	4	5	9	1	9.	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正		
122	3	1	4	5	11	1	11.	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	3	1	4	5	11	1	11.	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	4	6	0	1	3-1-4-6	深礎工	3	1	4	6	0	1	3-1-4-6	深礎工			
124	3	1	4	6	6	1	6.	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	3	1	4	6	6	1	6.	受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
	3	1	4	8	0	1	3-1-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	1	4	8	0	1	3-1-4-8	ニューマチックケーソン基礎工			
	3	1	4	8	8	1	8.	受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	3	1	4	8	8	1	8.	受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
126	3	1	4	8	9	1	9.	受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	3	1	4	8	9	1	9.	受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文		編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文		改訂理由
	3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工		3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工		
127	3	1	4	9	11	1	11.	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。		3	1	4	9	11	1	11.	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。		
	3	1	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-1-16の許容値を満足するように施工しなければならない。		3	1	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-1-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	表番号修正	
	3	1	4	9	11	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。		3	1	4	9	11	10		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。		
128	3	1	4	9	11	11		表3-1-16 現場円周溶接部の目違いの許容値		3	1	4	9	11	11		表3-1-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	表番号修正	
	3	1	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。		3	1	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。		
	3	1	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。		3	1	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	1	4	9	13	1	13.	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。		3	1	4	9	13	1	13.	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工		3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工		
132	3	1	6	2	0	1	3-1-6-2	材 料		3	1	6	2	0	1	3-1-6-2	材 料		
	3	1	6	2	1	1	1.	舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、3-1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。		3	1	6	2	1	1	1.	舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	不要記載の削除	
133	3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料		3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料		
	3	1	6	3	8	1	8.	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	8	1	8.	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。		
134	3	1	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-1-17の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-1-16の規格に適合するものとする。	表番号修正	
	3	1	6	3	8	3		表3-1-17 下層路盤の品質規格		3	1	6	3	8	3		表3-1-16 下層路盤の品質規格	表番号修正	
	3	1	6	3	9	1	9.	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	9	1	9.	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。		
	3	1	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュヤラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-1-18、表3-1-19、表3-1-20の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュヤラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-1-17、表3-1-18、表3-1-19の規格に適合するものとする。	表番号修正	
135	3	1	6	3	9	3		表3-1-18 上層路盤の品質規格		3	1	6	3	9	3		表3-1-17 上層路盤の品質規格	表番号修正	
	3	1	6	3	9	4		表3-1-19 上層路盤の品質規格		3	1	6	3	9	4		表3-1-18 上層路盤の品質規格	表番号修正	
136	3	1	6	3	9	5		表3-1-20 上層路盤の品質規格		3	1	6	3	9	5		表3-1-19 上層路盤の品質規格	表番号修正	
	3	1	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-1-21の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-1-20の規格に適合するものとする。	表番号修正	
	3	1	6	3	9	7		路盤表3-1-21 粒度調整路盤材の粒度範囲		3	1	6	3	9	7		表3-1-20 粒度調整路盤材の粒度範囲	表番号修正	
	3	1	6	3	11	1	11.	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-1-22、表3-1-23の規格に適合するものとする。		3	1	6	3	11	1	11.	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-1-21、表3-1-22の規格に適合するものとする。	表番号修正	
137	3	1	6	3	11	2		表3-1-22 鉄鋼スラグの品質規格		3	1	6	3	11	2		表3-1-21 鉄鋼スラグの品質規格	表番号修正	
	3	1	6	3	11	3		表3-1-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質		3	1	6	3	11	3		表3-1-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表番号修正	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)											新条文 (令和元年版)										
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由				
138	3	1	6	3	15	1	15.	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	3	1	6	3	15	1	15.	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（ <b>日本道路協会、平成22年11月</b> ）による。	表記統一のため修正				
	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-24、3-1-25の規格に適合するものとする。	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、3-1-24の規格に適合するものとする。	表番号修正				
	3	1	6	3	21	1	21.	表3-1-24、3-1-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	1	6	3	21	1	21.	表3-1-23、3-1-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	表番号修正				
139	3	1	6	3	21	2		表3-1-24 マーシャル安定度試験基準値	3	1	6	3	21	2		表3-1-23 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正				
	3	1	6	3	21	3		表3-1-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	1	6	3	21	3		表3-1-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	表番号修正				
	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工					
141	3	1	6	7	3	1	3.	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	7	3	1	3.	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
	3	1	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-1-26の規格による。	3	1	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-1-25の規格による。	表番号修正				
	3	1	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	1	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。					
	3	1	6	7	3	6		表3-1-26 安定処理路盤の品質規格	3	1	6	7	3	6		表3-1-25 安定処理路盤の品質規格	表番号修正				
142	3	1	6	7	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	1	6	7	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。					
	3	1	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	1	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	表番号修正				
143	3	1	6	7	4	3		表3-1-27 マーシャル安定度試験基準値	3	1	6	7	4	3		表3-1-26 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正				
144	3	1	6	7	5	1	5.	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	7	5	1	5.	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
	3	1	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-1-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	1	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-1-23に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	表番号修正				
	3	1	6	8	0	1	3-1-6-8	半たわみ性舗装工	3	1	6	8	0	1	3-1-6-8	半たわみ性舗装工					
146	3	1	6	8	4	1	4.	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	8	4	1	4.	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正				
	3	1	6	9	0	1	3-1-6-9	排水性舗装工	3	1	6	9	0	1	3-1-6-9	排水性舗装工					
146	3	1	6	9	2	1	2.	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	9	2	1	2.	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正				

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
146	3	1	6	9	3	1	3.	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-1-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	1	6	9	3	1	3.	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-1-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	表番号修正		
147	3	1	6	9	3	2		表3-1-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	1	6	9	3	2		表3-1-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表番号修正		
	3	1	6	9	4	1	3.	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T) を使用することとし、表3-1-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	1	6	9	4	1	3.	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T) を使用することとし、表3-1-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	表番号修正		
148	3	1	6	9	4	2		表3-1-29 アスファルト乳剤の標準的性状	3	1	6	9	4	2		表3-1-28 アスファルト乳剤の標準的性状	表番号修正		
	3	1	6	9	5	1	5.	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-1-30を標準とし、表3-1-31に示す目標値を満足するように決定する。	3	1	6	9	5	1	5.	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-1-29を標準とし、表3-1-30に示す目標値を満足するように決定する。	表番号修正		
149	3	1	6	9	5	2		表3-1-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	1	6	9	5	2		表3-1-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表番号修正		
	3	1	6	9	5	3		表3-1-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	1	6	9	5	3		表3-1-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	表番号修正		
	3	1	6	11	0		3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3	1	6	11	0		3-1-6-11	グースアスファルト舗装工			
150	3	1	6	11	6	1	6.	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	1	6	11	6	1	6.	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。			
151	3	1	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-1-32、表3-1-33を満足するものでなければならない。	3	1	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表3-1-31、表3-1-32を満足するものでなければならない。	表番号修正		
	3	1	6	11	6	4		表3-1-32 接着剤の規格鋼床版用	3	1	6	11	6	4		表3-1-31 接着剤の規格鋼床版用	表番号修正		
	3	1	6	11	6	5		表3-1-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	1	6	11	6	5		表3-1-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	表番号修正		
152	3	1	6	11	6	6		表3-1-33(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質	3	1	6	11	6	6		表3-1-32(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質	表番号修正		
	3	1	6	11	8	1	8.	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	3	1	6	11	8	1	8.	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。			
	3	1	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-1-34に適合するものとする。	3	1	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-1-33に適合するものとする。	表番号修正		
153	3	1	6	11	8	3		表3-1-34 骨材の標準粒度範囲	3	1	6	11	8	3		表3-1-33 骨材の標準粒度範囲	表番号修正		
153	3	1	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-1-35に適合するものとする。	3	1	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-1-34に適合するものとする。	表番号修正		
	3	1	6	11	8	5		表3-1-35 標準アスファルト量	3	1	6	11	8	5		表3-1-34 標準アスファルト量	表番号修正		
153	3	1	6	11	9	1	9.	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	1	6	11	9	1	9.	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。			
	3	1	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-1-36の基準値を満足するものでなければならない。	3	1	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-1-35の基準値を満足するものでなければならない。	表番号修正		
	3	1	6	11	9	3		表3-1-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	1	6	11	9	3		表3-1-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表番号修正		
154	3	1	6	11	11	1	11.	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。											
	3	1	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-1-37を満足するものとする。	3	1	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-1-36を満足するものとする。	表番号修正		
	3	1	6	11	11	3		表3-1-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	1	6	11	11	3		表3-1-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表番号修正		
	3	1	6	11	13	1	13.	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	1	6	11	13	1	13.	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。			
	3	1	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-1-38の規格を満足するものでなければならない。	3	1	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-1-37の規格を満足するものでなければならない。	表番号修正		
155	3	1	6	11	13	6		表3-1-38 目地材の規格	3	1	6	11	13	6		表3-1-37 目地材の規格	表番号修正		
155	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工			
155	3	1	6	12	3	1	3.	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	12	3	1	3.	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
155, 156	3	1	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-1-39、表3-1-40の規格に適合するものとする。	3	1	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-1-38、表3-1-39の規格に適合するものとする。	表番号修正		
156	3	1	6	12	3	6		表3-1-39 安定処理路盤 (下層路盤) の品質規格	3	1	6	12	3	6		表3-1-38 安定処理路盤 (下層路盤) の品質規格	表番号修正		
	3	1	6	12	3	7		表3-1-40 安定処理路盤 (上層路盤) の品質規格	3	1	6	12	3	7		表3-1-39 安定処理路盤 (上層路盤) の品質規格	表番号修正		
157	3	1	6	12	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	12	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
	3	1	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	1	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	表番号修正		
	3	1	6	12	4	3		表3-1-41 マーシャル安定度試験基準値	3	1	6	12	4	3		表3-1-40 マーシャル安定度試験基準値	表番号修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)																																
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由																									
159	3	1	6	12	6	1	6.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-1-42の規格に適合するものとする。	3	1	6	12	6	1	6.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-1-41の規格に適合するものとする。	表番号修正																									
160	3	1	6	12	6	2		表3-1-42 コンクリートの配合基準	3	1	6	12	6	2		表3-1-41 コンクリートの配合基準	表番号修正																									
	3	1	6	12	7	1	7.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-1-43の許容誤差の範囲内とする。	3	1	6	12	7	1	7.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-1-42の許容誤差の範囲内とする。	表番号修正																									
161	3	1	6	12	7	2		表3-1-43 計量誤差の許容値	3	1	6	12	7	2		表3-1-42 計量誤差の許容値	表番号修正																									
	3	1	6	12	10	1	10.	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	12	10	1	10.	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。																										
162	3	1	6	12	10	2	(1)	受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	3	1	6	12	10	2	(1)	受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。	誤記修正																									
	3	1	6	12	13	1	13.	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	3	1	6	12	13	1	13.	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。																										
163	3	1	6	12	13	5	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するブランドにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	12	13	5	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するブランドにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。																										
	3	1	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-1-44によるものとする。	3	1	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-1-43によるものとする。	表番号修正																									
163	3	1	6	12	13	7		表3-1-44 示方配合表	3	1	6	12	13	7		表3-1-43 示方配合表	表番号修正																									
164	3	1	6	12	14	1	14.	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	1	6	12	14	1	14.	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。																										
	3	1	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-1-45を標準とする。	3	1	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-1-44を標準とする。	表番号修正																									
165	3	1	6	12	14	11		表3-1-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	1	6	12	14	11		表3-1-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	表番号修正																									
	3	1	12	0	0	1	第12節	工場製作工(共通)	3	1	12	0	0	1	第12節	工場製作工(共通)																										
	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2	材料	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2	材料																										
184	3	1	12	2	3	1	3.	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-1-46に従って設定しなければならない。	3	1	12	2	3	1	3.	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-1-45に従って設定しなければならない。	表番号修正																									
	3	1	12	2	3	2		表3-1-46 溶接材料区分	3	1	12	2	3	2		表3-1-45 溶接材料区分	表番号修正																									
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料					<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	
使用区分	使用する溶接材料																																									
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																									
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																																									
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																									
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																									
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																									
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																									
使用区分	使用する溶接材料																																									
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																																									
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																																									
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																									
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																																									
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																																									
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																																									
	3	1	12	2	3	4		なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	3	1	12	2	3	4		なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正																									
184	3	1	12	2	3	5	(2)	SM490以上の鋼材を溶接する場合	3	1	12	2	3	5	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合	諸基準類の改定に伴う修正																									



# 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)							新条文 (令和元年版)							改訂理由																																																																																																																																																																						
ページ	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編章節条		項	下項	新条文																																																																																																																																																																			
191	3	1	12	3	1	75	(8)	予 熱	3	1	12	3	1	75	(8)	予 熱																																																																																																																																																																				
	3	1	12	3	1	76		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びビークの前方100mm範囲の母材を表3-1-51により予熱することを標準とする。	3	1	12	3	1	76		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。	諸基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																																			
	3	1	12	3	1	78		表3-1-51 予熱温度の標準	3	1	12	3	1	78		表3-2-50 予熱温度の標準	表番号修正																																																																																																																																																																			
							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶 接 方 法</th> <th colspan="4">予 熱 温 度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板 厚 区 分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">【注】「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は20℃程度に加熱する。</p>							鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)				板 厚 区 分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼 種</th> <th rowspan="3">溶 接 方 法</th> <th colspan="4">予 熱 温 度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板 厚 区 分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">SBHS400</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">SBHS500</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> <td style="border: 2px solid red;">予熱なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">【注】「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は20℃程度に加熱する。</p>							鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)				板 厚 区 分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)																																																																																																																																																																																		
		板 厚 区 分 (mm)																																																																																																																																																																																		
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																															
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																															
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																															
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																															
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (°C)																																																																																																																																																																																		
		板 厚 区 分 (mm)																																																																																																																																																																																		
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																															
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																															
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																															
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																															
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																															
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																															
SBHS400	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
SBHS500	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																															
3	1	12	3	1	79		表3-1-52 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	1	12	3	1	79		表3-1-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	表番号修正																																																																																																																																																																				
							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">鋼 種</th> <th colspan="5">(96)</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25をこえ50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50をこえ100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>							鋼 種		(96)					SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	鋼材の板厚(mm)	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		25をこえ50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下		50をこえ100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">鋼 種</th> <th colspan="6">(96)</th> </tr> <tr> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th style="border: 2px solid red;">SBHS400 SBHS400W</th> <th style="border: 2px solid red;">SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材の板厚(mm)</td> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>25をこえ50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> <td style="border: 2px solid red;">0.22以下</td> <td style="border: 2px solid red;">0.20以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50をこえ100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							鋼 種		(96)						SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	鋼材の板厚(mm)	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下				25をこえ50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下		50をこえ100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																							
鋼 種		(96)																																																																																																																																																																																		
		SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																																														
鋼材の板厚(mm)	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																														
	25をこえ50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																																														
	50をこえ100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																														
鋼 種		(96)																																																																																																																																																																																		
		SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																																																																																																																												
鋼材の板厚(mm)	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																														
	25をこえ50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	0.22以下	0.20以下																																																																																																																																																																												
	50をこえ100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																														

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)						新条文 (令和元年版)						改訂理由						
ページ	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編章節条		項	項				
191	3	1	12	3	1	80	3	1	12	3	1	80	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	表追加修正				
													P <sub>CM</sub> (%)		溶接方法	予熱温度(℃)		
																板厚区分(mm)		
													0.21		SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
															GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
													0.22		SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
															GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
													0.23		SMAW	予熱なし	予熱なし	50
															GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
													0.24		SMAW	予熱なし	予熱なし	50
GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし															
0.25	SMAW	予熱なし	50	50														
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50														
0.26	SMAW	予熱なし	50	80														
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50														
0.27	SMAW	50	80	80														
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50														
0.28	SMAW	50	80	100														
	GMAW, SAW	50	50	80														
0.29	SMAW	80	100	100														
	GMAW, SAW	50	80	80														
192	3	1	12	3	1	81	3	1	12	3	1	81	(9) 溶接施工上の注意	諸基準類の改定に伴う修正				
													84		② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。			
															85	エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。		
																86	なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	
195	3	1	12	3	1	114	3	1	12	3	1	114	(11) 溶接の検査	諸基準類の改定に伴う修正				
													115		④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、 <b>疑わしい</b> 場合には、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験により検査するものとする。			
															116	⑤ 受注者は、 <b>主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手</b> に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。		
																117	その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、 <b>1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで</b> 許容するものとする。	
195	3	1	12	3	1	119	3	1	12	3	1	119	ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正				
													121		2) 受注者は、アンダーカットの深さを <b>設計上許容される値</b> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。			
															121	(12) 欠陥部の補修		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)										改訂理由	
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項		編章節条項下項
196	3	1	12	3	1	125	表3-1-55	欠陥の補修方法	3	1	12	3	1	125	表3-1-55	欠陥の補修方法					
								欠陥の種類								欠陥の種類					
								1	アークストライク							1	アークストライク				
								2	組立溶接の欠陥							2	組立溶接の欠陥				
								3	溶接われ							3	溶接われ				
								4	溶接ビード表面のビット							4	溶接ビード表面のビット				
								5	オーバーラップ							5	オーバーラップ				
								6	溶接ビード表面の凸凹							6	溶接ビード表面の凸凹				
								7	アンダーカット							7	アンダーカット				
								(14)	仮組立て							(14)	仮組立て				
	3	1	12	3	1	136		① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。													
	3	1	12	3	1	138		① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。													
196	3	1	12	3	1	139		ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。													諸基準類の改定に伴う修正
	3	1	12	7	0	1	3-1-12-7	橋梁用防護柵製作工							3-1-12-7	橋梁用防護柵製作工					
	3	1	12	7	1	1	1.	製作加工							1.	製作加工					
199	3	1	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合							(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合					
	3	1	12	7	1	4		② 受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m <sup>2</sup> (両面付着量)以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。								② 受注者は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
	3	1	12	7	1	5		③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。								③ 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
199	3	1	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合							(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合					
	3	1	12	7	1	8		② 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。								② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
	3	1	12	11	0	1	3-1-12-11	工場塗装工							3-1-12-11	工場塗装工					
200	3	1	12	11	3	3.		受注者は、気温、湿度の条件が表3-1-61の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。								受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。					表記統一のため修正
	3	1	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)							第14節	法面工(共通)					
	3	1	14	7	0	1	3-1-14-7	かご工							3-1-14-7	かご工					
	3	1	14	7	2	1	2.	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。								2.	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。				
210	3	1	14	7	2	2		なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。								2.	なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。				表記統一のため修正
	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編							第4編	河川編					
	4	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸							第1章	築堤・護岸					
	4	1	7	0	0	1	第7節	法護護岸工							第7節	法護護岸工					
	4	1	7	2	0	1	4-1-7-2	材料							4-1-7-2	材料					
223	4	1	7	2	1	10	(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。							(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。					
	4	1	7	2	1	15	(5)	止水材の品質規格は、表4-1-4による。							(5)	止水材の品質規格は、表4-1-4による。					



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由			
	4	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	4	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工			
	4	5	7	1	0	1	4-5-7-1	一般事項	4	5	7	1	0	1	4-5-7-1	一般事項			
251	4	5	7	1	2	1	2.	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案) (平成28年3月) 第7章施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	7	1	2	1	2.	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会、平成28年10月) 及び、「ダム・堰施設技術基準(案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	4	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	4	5	8	0	0	1	第8節	魚道工			
	4	5	8	1	0	1	4-5-8-1	一般事項	4	5	8	1	0	1	4-5-8-1	一般事項			
252	4	5	8	1	2	1	2.	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案) (平成28年3月) 第7章施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	8	1	2	1	2.	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会、平成28年10月) 及び、「ダム・堰施設技術基準(案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	4	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	4	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工			
	4	5	10	10	0	1	4-5-10-10	支承工	4	5	10	10	0	1	4-5-10-10	支承工			
253	4	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会、平成16年4月) 第5章 支承部の施工」による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	4	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)			
	4	5	15	1	0	1	4-5-15-1	一般事項	4	5	15	1	0	1	4-5-15-1	一般事項			
255	4	5	15	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	15	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正、誤記修正		
	4	5	15	6	0	1	4-5-15-6	支承工	4	5	15	6	0	1	4-5-15-6	支承工			
255	4	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会、平成16年4月) 第5章 支承部の施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	4	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)			
	4	5	16	1	0	1	4-5-16-1	一般事項	4	5	16	1	0	1	4-5-16-1	一般事項			
256	4	5	16	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	16	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正		
	4	5	16	3	0	1	4-5-16-3	支承工	4	5	16	3	0	1	4-5-16-3	支承工			
256	4	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会、平成16年4月) 第5章 支承部の施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)			
	4	5	17	1	0	1	4-5-17-1	一般事項	4	5	17	1	0	1	4-5-17-1	一般事項			
257	4	5	17	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	17	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正		
	4	5	17	3	0	1	4-5-16-3	支承工	4	5	17	3	0	1	4-5-16-3	支承工			
257	4	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会、平成16年4月) 第5章 支承部の施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月) の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	5	0	0	0	0	1	第5編	海岸編	5	0	0	0	0	1	第5編	海岸編			
	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	5	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸			
	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
278	5	1	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成26年2月)	5	1	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	発行年月の修正		
	5	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	5	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工			
	5	1	5	1	0	1	5-1-5-1	一般事項	5	1	5	1	0	1	5-1-5-1	一般事項			
279	5	1	5	1	6	1	6.	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	5	1	5	1	6	1	6.	受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。	表記統一のため修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)											新条文 (令和元年版)										
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由				
	5	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	5	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
	5	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
294	5	3	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成26年2月)	5	3	2	0	0	6		農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	発行年月の修正				
	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編					
	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	6	1	0	0	0	1	第3章	斜面対策					
	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
310	6	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月)	6	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	発行年月・タイトルの修正				
	6	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	6	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工					
	6	3	5	8	0	1		6-3-5-8													
312	6	3	5	8	2	1	2.	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	6	3	5	8	2	1	2.	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
	7	0	0	0	0	1	第7編	ダム編	7	0	0	0	0	1	第7編	ダム編					
	7	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	7	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム					
	7	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工	7	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工					
	7	1	7	3	0	1		7-1-7-3	継目グラウチング設備設置	7	1	7	3	0	1		7-1-7-3	継目グラウチング設備設置			
330	7	1	7	3	2	1	2.	受注者は、サブライ、リターン等に標識板を取付け、パイプまりのないようしなければならない。	7	1	7	3	2	1	2.	受注者は、サブライ、リターン等に標識板を取付け、パイプまりのないようしなければならない。	用語修正				
	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編					
	8	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	8	1	0	0	0	1	第1章	道路改良					
	8	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工	8	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工					
	8	1	11	5	0	1		8-1-11-5	落石防護柵工	8	1	11	5	0	1		8-1-11-5	落石防護柵工			
349	8	1	11	5	2	1	2.	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	1	11	5	2	1	2.	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装					
	8	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	8	2	4	0	0	1	第4節	舗装工					
	8	2	4	10	0	1		8-2-4-10	コンクリート舗装工	8	2	4	10	0	1		8-2-4-10	コンクリート舗装工			
353	8	2	4	10	4	1	4.	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	8	2	4	10	4	1	4.	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表記統一のため修正				
	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工					
	8	2	8	1	0	1		8-2-8-1	一般事項	8	2	8	1	0	1		8-2-8-1	一般事項			
355	8	2	8	1	3	1	3.	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本道路協会、平成28年12月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-1-3-8路側防護柵工、3-1-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	8	1	3	1	3.	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表記修正				
	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工					
	8	2	9	2	0	1		8-2-9-2	材料	8	2	9	2	0	1		8-2-9-2	材料			
	8	2	9	2	4	1	4.	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	8	2	9	2	4	1	4.	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	用語修正				
	8	2	9	2	5	1	5.	受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8	2	9	2	5	1	5.	受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正				
357	8	2	9	2	6	1	6.	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	9	2	6	1	6.	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	用語修正 表記統一のため修正				
	8	2	10	0	0	1	第10節	区画線工	8	2	10	0	0	1	第10節	区画線工					
	8	2	10	1	0	1		8-2-10-1	一般事項	8	2	10	1	0	1		8-2-10-1	一般事項			
357	8	2	10	1	3	1	3.	受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、及び第3編3-1-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	2	10	1	3	1	3.	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正				

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文		編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文		改訂理由
	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部		8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部		
	8	3	1	0	0	1	第1節	適用		8	3	1	0	0	1	第1節	適用		
362	8	3	1	0	4	1	4.	コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、以下による。		8	3	1	0	4	1	4.	コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、以下による。		
	8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。		8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。		表記統一のため修正
	8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工		8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工		
	8	3	6	8	0	1	8-3-6-8	橋台躯体工		8	3	6	8	0	1	8-3-6-8	橋台躯体工		
364	8	3	6	8	3	1	3.	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		8	3	6	8	3	1	3.	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。		施工実態に基づき改定
										8	3	6	8	3	2		なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。		
365	8	3	6	8	6	1	6.	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		8	3	6	8	6	1	6.	受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		施工実態に基づき改定
	8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部		8	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部		
	8	4	8	0	0	1	第8節	橋梁付属物工		8	4	8	0	0	1	第8節	橋梁付属物工		
	8	4	8	6	0	1	8-4-8-6	橋梁用防護柵工		8	4	8	6	0	1	8-4-8-6	橋梁用防護柵工		
373	8	4	8	6	0	2		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。		8	4	8	6	0	2		(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
										8	4	8	6	0	3		(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。		諸基準類の改定に伴う修正
										8	4	8	6	0	4		① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所		
										8	4	8	6	0	5		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所		
										8	4	8	6	0	6		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合		
	8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		8	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		
	8	5	1	0	0	1	第1節	適用		8	5	1	0	0	1	第1節	適用		
376	8	5	1	0	4	1	4.	コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、以下による。		8	5	1	0	4	1	4.	コンクリート構造物非破壊試験 (配筋状態及びかぶり測定) については、以下による。		
	8	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。		8	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。		表記統一のため修正
376	8	5	1	0	5	1	5.	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、以下によるものとする。		8	5	1	0	5	1	5.	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験 (強度測定) については、以下によるものとする。		
	8	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。		8	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。		表記統一のため修正
	8	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工		8	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工		
	8	5	5	1	0	1	8-5-5-1	一般事項		8	5	5	1	0	1	8-5-5-1	一般事項		
378	8	5	5	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	5	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		JISの表記修正
	8	5	6	0	0	1	第6節	プレビュー桁橋工		8	5	6	0	0	1	第6節	プレビュー桁橋工		
	8	5	6	1	0	1	8-5-6-1	一般事項		8	5	6	1	0	1	8-5-6-1	一般事項		
379	8	5	6	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	6	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		JISの表記修正

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	8	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工		8	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工		
	8	5	7	1	0	1	8-5-7-1	一般事項		8	5	7	1	0	1	8-5-7-1	一般事項		
381	8	5	7	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	7	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工		8	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工		
	8	5	8	1	0	1	8-5-8-1	一般事項		8	5	8	1	0	1	8-5-8-1	一般事項		
382	8	5	8	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	8	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	5	9	0	0	1	第9節	PC版桁橋工		8	5	9	0	0	1	第9節	PC版桁橋工		
	8	5	9	1	0	1	8-5-9-1	一般事項		8	5	9	1	0	1	8-5-9-1	一般事項		
383	8	5	9	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	9	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工		8	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工		
	8	5	10	1	0	1	8-5-10-1	一般事項		8	5	10	1	0	1	8-5-10-1	一般事項		
383	8	5	10	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	10	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工		8	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工		
	8	5	11	1	0	1	8-5-11-1	一般事項		8	5	11	1	0	1	8-5-11-1	一般事項		
384	8	5	11	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	11	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	5	12	0	0	1	第12節	PC押し箱桁橋工		8	5	12	0	0	1	第12節	PC押し箱桁橋工		
	8	5	12	1	0	1	8-5-12-1	一般事項		8	5	12	1	0	1	8-5-12-1	一般事項		
385	8	5	12	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。		8	5	12	1	7	1	7.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JISの表記修正	
	8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)		8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)		
	8	6	1	0	0	1	第1節	適用		8	6	1	0	0	1	第1節	適用		
388	8	6	1	0	9	1	9.	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。		8	6	1	0	9	1	9.	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。		
	8	6	1	0	9	2		なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。		8	6	1	0	9	2		なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。		
	8	6	1	0	9	3		なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。		8	6	1	0	9	3		受注者は、計測記録を整備保管し、監督職員員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	重複表記を修正	
	8	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
389	8	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)		8	6	2	0	0	18		厚生労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	発行年月の修正	
										8	6	2	0	0	21		厚生労働省山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	諸基準類の新規策定による追加	
	8	6	8	0	0	1	第8節	坑門工		8	6	8	0	0	1	第8節	坑門工		
	8	6	8	6	0	1	8-6-8-6	銘板工		8	6	8	6	0	1	8-6-8-6	銘板工		
395	8	6	8	6	4	2		図8-6-2 標示板の刻字方法		8	6	8	6	4	2		図8-6-2 標示板の設置イメージ図	イメージ図であることを明記	
	8	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工		8	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)										新条文 (令和元年版)									
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由		
	8	6	9	4	0	1	8-6-9-4	掘削補助工B	8	6	9	4	0	1	8-6-9-4	掘削補助工B			
396	8	6	9	4	1	1	1.	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	8	6	9	4	1	1	1.	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
	8	6	9	4	1	2		なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。	8	6	9	4	1	2		なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与えるおそれがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。	誤記修正		
	8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド			
	8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工			
	8	8	5	6	0	1	8-8-5-6	受台工	8	8	5	6	0	1	8-8-5-6	受台工			
403	8	8	5	6	5	1	5.	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	5	1	5.	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	表記統一のため修正		
	8	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	8	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝			
	8	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	8	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工			
	8	12	5	4	0	1	8-12-5-4	現場打ボックス工(特殊部)	8	12	5	4	0	1	8-12-5-4	現場打ボックス工(特殊部)			
415	8	12	5	4	0	2		現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第8編8-11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	8	12	5	4	0	2		現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第8編8-11-6-2現場打躯体工の規定による。	参照箇所の修正		
	8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持	8	13	0	0	0	1	第13章	道路維持			
	8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
417									8	13	2	0	0	14		日本道路協会道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)(平成28年11月)	諸基準類の改定に伴う追加		
									8	13	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説(平成29年11月)			
									8	13	2	0	0	16		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年11月)			
	8	13	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工	8	13	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工			
	8	13	3	2	0	1	8-13-3-2	道路巡回工	8	13	3	2	0	1	8-13-3-2	道路巡回工			
418	8	13	3	2	3	1	3.	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	8	13	3	2	3	1	3.	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	誤記修正		
	8	13	4	0	0	1	第4節	舗装工	8	13	4	0	0	1	第4節	舗装工			
	8	13	4	7	0	1	8-13-4-7	路上再生工	8	13	4	7	0	1	8-13-4-7	路上再生工			
	8	13	4	7	2	1	2.	路上表層再生工については、以下の規定による。	8	13	4	7	2	1	2.	路上表層再生工については、以下の規定による。			
	8	13	4	7	2	8	(2)	室内配合	8	13	4	7	2	8	(2)	室内配合			
420	8	13	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	8	13	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	表番号修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対象表

現行条文 (平成30年版)											新条文 (令和元年版)										
ページ	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	新条文	改訂理由				
420	8	13	4	7	2	11	(3)	現場配合	8	13	4	7	2	11	(3)		表番号修正				
421	8	13	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、表3-1-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	8	13	4	7	2	12		受注者は、リベープ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リベープ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。					
	8	13	7	0	0	1	第7節	標識工	8	13	7	0	0	1	第7節	標識工					
	8	13	7	2	0	1	8-13-7-2	材料	8	13	7	2	0	1	8-13-7-2	材料					
423	8	13	7	2	4	1	4.	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	8	13	7	2	4	1	4.	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正				
	8	13	7	2	5	1	5.	受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8	13	7	2	5	1	5.	受注者は、標示板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正				
	8	13	7	2	6	1	6.	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	13	7	2	6	1	6.	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	用語修正・表記統一のため修正				
	8	13	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	8	13	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工					
	8	13	14	4	0	1	8-13-14-4	床版補強工(増桁架設工法)	8	13	14	4	0	1	8-13-14-4	床版補強工(増桁架設工法)					
426	8	13	14	4	8	1	8.	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	8	13	14	4	8	1	8.	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正				
	8	13	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	8	13	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工					
	8	13	19	3	0	1	8-13-19-3	付属物復旧工	8	13	19	3	0	1	8-13-19-3	付属物復旧工					
431	8	13	19	3	5	1	5.	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	8	13	19	3	5	1	5.	受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	用語修正				
	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕					
	8	14	9	0	0	1	第9節	標識工	8	14	9	0	0	1	第9節	標識工					
	8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材料	8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材料					
438	8	14	9	2	4	1	4.	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	8	14	9	2	4	1	4.	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	用語修正				
	8	14	9	2	5	1	5.	受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8	14	9	2	5	1	5.	受注者は、標示板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	用語修正				
	8	14	9	2	6	1	6.	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8	14	9	2	6	1	6.	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	用語修正				
	8	14	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工	8	14	18	0	0	1	第18節	落石雪害防護工					
	8	14	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	8	14	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工					
	8	14	22	4	0	1	8-14-22-4	落橋防止装置工	8	14	0	0	0	1	8-14-22-4	落橋防止装置工					
443	8	14	22	4	1	1	1.	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	8	14	22	4	1	1	1.	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。	提出の明確化のため修正				

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対象表

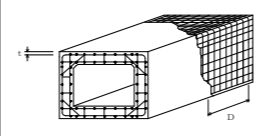
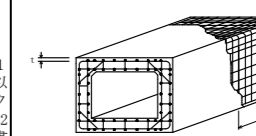
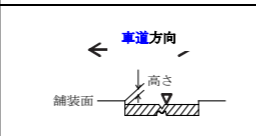
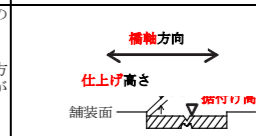
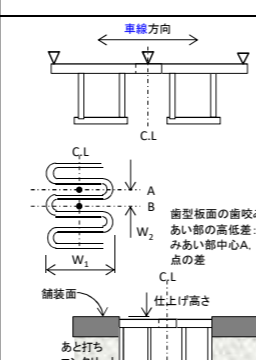
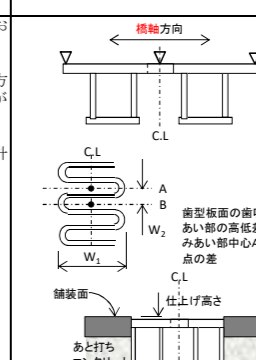
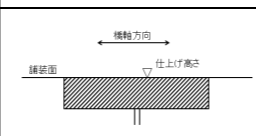
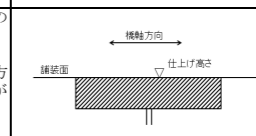
ページ	【現行(平成30年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 令和元年	改定理由
4	<p>7. その他                      (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)                      ICT技術を試行した場合の出来型管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。                      土工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。                      また、舗装工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。                      なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他                      (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)                      ICT技術を試行した場合の出来型管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。                      土工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。                      また、舗装工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。                      河川浚渫工において、3次元データを用いた出来型管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」の規定によるものとする。                      なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(3) 施工箇所が点在する工事について                      施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。                      なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>施工箇所が点在する工事積算について追記</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対象表

単位：mm

現行（平成30年度版）

改定案（令和元年度版）

現行（平成30年度版）										改定案（令和元年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要
1 共通編	3 鉄筋、無筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1 共通編	3 鉄筋、無筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	諸基準類の改定に伴う修正
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上										かぶり t	±φかつ最小かぶり以上				
						据付け高さ	±3										据付け高さ	±3				
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部、中央部に於いて車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-24	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部、中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24	用語の統一
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2				
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部に於いて車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-24	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部においては橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-24	用語の統一
						車線方向各点	3										橋軸方向各点	3				
						表面の凹凸	3										表面の凹凸	3				
						歯咬み合い部の高低差	2										歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2										歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5										歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2										仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2				
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24	3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-24	用語の統一
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3										仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3										仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3				

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
		クその他トを(使用JISマークは表示されなかったレディミクストコン)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		クその他トを(使用JISマークは表示されなかったレディミクストコン)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年 以上及び水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2017)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○	諸基準類の改定に伴う修正
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」(レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡))	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 <b>なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。</b> 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 <b>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</b>	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		○	表記統一のため修正 規格値の修正			

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷重し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(φ7・・・3個、φ28・・・3個)とする。	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成26年3月25日技第1054号)による。		施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成31年2月18日技第1036号)による。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(φ7・・・3個、φ28・・・3個)とする。		表現の適正化
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷重し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成26年3月25日技第1054号)による。				・荷重し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	表現の適正化			
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm以上の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。		施工前試験	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
			施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。			・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。		施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

現行(平成30年 8月)								改定案(令和 元年 8月)								改定理由	
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
4	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足してはならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		4	下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	表現の適正化
5	上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000㎡以上の場合は1000㎡につき1個 ・4000㎡未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		5	上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100㎡以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	表現の適正化

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

現行(平成30年 8月)								改定案(令和 元年 8月)								改定理由				
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認			
7	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		7	セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 ( ) 書きは車道と同等の縮固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。		表現の適正化		
8	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	8	アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の縮固め度 ・ ・ ・ 大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合：6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	表現の適正化		
9	転圧コンクリート	その他	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	9	転圧コンクリート	その他	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	○	諸基準額の改定に伴う修正

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認	
16 吹付工	材料	秘須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	16 吹付工	材料	秘須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
		クその他トを(使用する場合を除く)使用するマーク合は表示されたレディミクストコン	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○			クその他トを(使用する場合を除く)使用するマーク合は表示されたレディミクストコン	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準類の改定に伴う修正
16 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			16 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			諸基準類の改定に伴う修正	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。			施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照			試験方法の修正	

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要
17 現場吹付法砕工	材料	秘須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	材料	秘須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
		クその他トを(使用JISマーク表示されたレディミクストコン)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		クその他トを(使用JISマーク表示されたレディミクストコン)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年 以上及び水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	諸基準類の改定に伴う修正
	施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		施工	その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	諸基準類の改定に伴う修正			

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
23 コンクリートダム	材料除料( J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 )	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	23 コンクリートダム	材料除料( J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 )	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正
	その他	必須	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		その他	必須	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	諸基準類の改定に伴う修正
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回、午後1回、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回、午後1回、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○	諸基準類の改定に伴う修正	
	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その全運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100ml/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100ml~150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		○	表記統一のため修正 規格値の修正

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認	
24 覆工コンクリート(NATM)	ト材を料使用(「JISマーク表示されたレディミキストコンクリート」)	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	24 覆工コンクリート(NATM)	ト材を料使用(「JISマーク表示されたレディミキストコンクリート」)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○		その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	諸基準類の改定に伴う修正	
	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」(「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 <b>なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。</b> 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		○	表記統一のため修正 規格値の修正	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値以上。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			○	諸基準類の改定に伴う修正
	施工前試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			施工前試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。			○	ひび割れ発生状況の調査基準を追記
25 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	25 吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定に伴う修正	

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	ナレその他場合を除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	ナレその他場合を除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	諸基準類の改定に伴う修正
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			諸基準類の改定に伴う修正
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。					コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			諸基準類の改定に伴う修正
27 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m2以上の場合は1000m2につき1個 ・4000m2未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			27 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、 10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合： 6,000m2/1ロット毎に10個、 合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。			表現の適正化

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(平成30年 8月)							工 種	改定案(令和 元年 8月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘 要	試験成績表等による確認
28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m2以上の場合は1000m2につき1個 ・4000m2未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。		28 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m2:10個 10,001m2以上の場合は、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。		表現の適正化
29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所:設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m2以上の場合は1000m2につき1個 ・4000m2未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。		29 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97  歩道箇所:基準密度の90(94)%以上 ( )書きは車道と同等の縮固め度・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m2:10個 10,001m2以上の場合は、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合:6,000m2/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m2以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	空隙率による管理でもよい。		表現の適正化	

令和 元年度 品質管理基準 新旧対照表

		現行(平成30年 8月)						工 種	改定案(令和 元年 8月)						改定理由			
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認			
30	プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・4000m <sup>2</sup> 以上の場合は1000m <sup>2</sup> につき1個 ・4000m <sup>2</sup> 未満の場合は3個とする。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	30	プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000m <sup>2</sup> : 10個 10,001m <sup>2</sup> 以上の場合は、10,000m <sup>2</sup> 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m <sup>2</sup> の場合: 6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事(100m <sup>2</sup> 以下までを目安)については監督員の指示により省略することができる。	表現の適正化		
33	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	○	33	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	○	諸基準類の改定に伴う修正
				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	○					衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	○	諸基準類の改定に伴う修正
				非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○					非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○	諸基準類の改定に伴う修正



新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 平成30年度版	【改定案(令和 元年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和 元年度版	改定理由
190	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 <b>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</b></p>	映像記録について追記
190,191	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。 「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	表現の適正化
191	<p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。</p>	<p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。 <b>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</b> (3)夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4)フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、<b>監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</b></p>	映像記録について追記
	<p>2-7 撮影の留意事項 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p>	<p>2-7 撮影の留意事項 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p>	表現の適正化
191,192	<p>4.その他</p> <p>撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>4.その他</p> <p>撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p>	表現の適正化

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 平成30年度版	【改定案(令和 元年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和 元年度版	改定理由
254,255	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成29年11月22日付け技第712号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」の試行拡大について(通知)(平成30年9月25日付け技第721号)の規定によるものとする。</p> <p>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	表現の適正化



新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由																																																																																																																																																																																																		
17	<p>別表2(1) 段階確認・臨時検査一覧(一般土木工事)</p> <p>一般:一般監督 重点:重点監督 1/7</p> <table border="1" data-bbox="341 346 1231 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルドーリング実施時</td> <td>ブルドーリング実施状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時※1</td> <td>ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工(上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表層安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> <td rowspan="3">・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーカピドレン工</td> <td>サンドレン</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、打込長さ</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="3">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドレン</td> <td>施工完了時※1</td> <td>施工位置、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレン等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">締固め改良工</td> <td rowspan="2">サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、打込長さ</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="2">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="3">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生石灰パイル</td> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、位置・間隔、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入量</td> <td>一般:1回/20本 重点:1回/10本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事		河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		道路土工(路床盛土工)		路床盛土工 ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回/1工事	下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事	舗装工(下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時※1	ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)		舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事	表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	サンドマット	処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	パーカピドレン工	サンドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	袋詰式サンドレン	施工完了時※1	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	ペーパードレン等				締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	施工完了時※1	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	高圧噴射攪拌				生石灰パイル	施工完了時※1	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本		薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本		<p>別表2(1) 段階確認・臨時検査一覧(一般土木工事)</p> <p>一般:一般監督 重点:重点監督 1/7</p> <table border="1" data-bbox="1558 346 2448 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路土工(路床盛土工)</td> <td></td> <td>路床盛土工 ブルドーリング実施時</td> <td>ブルドーリング実施状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工(下層路盤)</td> <td></td> <td>下層路盤(100m2以上) 完了時※1</td> <td>ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装工(上層路盤)</td> <td></td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>安定処理工</td> <td>表層混合処理 路床安定処理</td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> <td rowspan="3">・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>置換</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> </tr> <tr> <td>サンドマット</td> <td></td> <td>処理完了時※1</td> <td>使用材料、幅、延長、施工厚さ</td> <td>一般:1回/1工事 重点:1回/100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">パーカピドレン工</td> <td>サンドレン</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、打込長さ</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="3">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドレン</td> <td>施工完了時※1</td> <td>施工位置、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td>ペーパードレン等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">締固め改良工</td> <td rowspan="2">サンドコンパクションパイル</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、打込長さ</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="2">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、施工位置、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固結工</td> <td>粉体噴射攪拌</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> <td rowspan="3">・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生石灰パイル</td> <td>施工完了時※1</td> <td>基準高、位置・間隔、杭径</td> <td>一般:1回/200本 重点:1回/100本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薬液注入</td> <td>施工時</td> <td>使用材料、深度、注入量</td> <td>一般:1回/20本 重点:1回/10本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事		河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		道路土工(路床盛土工)		路床盛土工 ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回/1工事	下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事	舗装工(下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時※1	ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)		舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事	安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	サンドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	パーカピドレン工	サンドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	袋詰式サンドレン	施工完了時※1	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	ペーパードレン等				締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	施工完了時※1	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本	固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)	高圧噴射攪拌				生石灰パイル	施工完了時※1	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本		薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本		表現の適正化
種別	細別			段階確認				臨時検査																																																																																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																																																																																	
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																	
道路土工(路床盛土工)		路床盛土工 ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回/1工事	下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事																																																																																																																																																																																																
舗装工(下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時※1	ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)																																																																																																																																																																																																	
舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事																																																																																																																																																																																																
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m																																																																																																																																																																																																	
	サンドマット	処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m																																																																																																																																																																																																	
パーカピドレン工	サンドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
	袋詰式サンドレン	施工完了時※1	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
	ペーパードレン等																																																																																																																																																																																																				
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
		施工完了時※1	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
	高圧噴射攪拌																																																																																																																																																																																																				
	生石灰パイル	施工完了時※1	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本																																																																																																																																																																																																	
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																																																
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																	
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事																																																																																																																																																																																																	
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																	
道路土工(路床盛土工)		路床盛土工 ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回/1工事	下層路盤(100m2以上) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事																																																																																																																																																																																																
舗装工(下層路盤)		下層路盤(100m2以上) 完了時※1	ブルドーリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)																																																																																																																																																																																																	
舗装工(上層路盤)		上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時(河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事は対象外) 1回/1工事																																																																																																																																																																																																
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m	・完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
置換		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m																																																																																																																																																																																																	
サンドマット		処理完了時※1	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m																																																																																																																																																																																																	
パーカピドレン工	サンドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
	袋詰式サンドレン	施工完了時※1	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
	ペーパードレン等																																																																																																																																																																																																				
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
		施工完了時※1	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本	・地盤改良工完了時(完成時に上物が構築され不可視となるもの)																																																																																																																																																																																																
	高圧噴射攪拌																																																																																																																																																																																																				
	生石灰パイル	施工完了時※1	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本																																																																																																																																																																																																	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本																																																																																																																																																																																																	

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由																						
24	<p>別紙-1 段階確認と臨時検査の暫定運用の解説(一般土木工事) 1/2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>暫定運用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td>                     (段階確認と臨時検査の重複対応)                      段階確認と臨時検査が重複している工種について、臨時検査臨時検査を実施する部分(回数、箇所)の段階確認を省略することができることを明記した。                      (段階確認、臨時検査における机上対応)                      目視確認が困難な場合、書類、写真、遠隔カメラ等による机上検査・机上確認が可能であることとした。                      (臨機の対応)                      応急工事等で進捗を急ぐ必要がある場合は、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができることとした。                      (臨時検査の明確化)                      矢板工等の不可視箇所にかかる臨時検査実施や回数が明確で無かったことから、対象工種及び頻度を明記することとした。(矢板工、函渠工、落差工等)                 </td> </tr> <tr> <td>下層路盤、上層路盤</td> <td>(臨時検査から段階確認に一部移行)                      臨時検査は1工事1回とし、複数回実施する場合は段階確認に位置づけ、河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事については、臨時検査の対象外とした。                 </td> </tr> <tr> <td>表層安定処理工 パフォームレン工 締固め改良工 固結工</td> <td>(臨時検査箇所の不可視部への限定)                      臨時検査の実施範囲を、完成時に上物が構築され不可視となるものに限定した。                 </td> </tr> <tr> <td>矢板工</td> <td>(臨時検査の明確化)                      笠コンを設置することで基準高、変位が確認出来なくなる場合に、臨時検査を実施することを明記した。                 </td> </tr> <tr> <td>既製杭工 場所打杭工 深礎工</td> <td>(段階確認の確認項目の追加)                      傾斜の確認を追加した。                 </td> </tr> <tr> <td>オープンケーツ基礎工 ニューマチックケーツ基礎工</td> <td>(臨時検査実施時期の明確化)                      臨時検査実施時期を明確化した。                 </td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td>(臨時検査への追加)                      これまで、取り扱いが曖昧であったが、矢板完了時に臨時検査を実施することを明記した。                 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	暫定運用の内容	全般	(段階確認と臨時検査の重複対応) 段階確認と臨時検査が重複している工種について、臨時検査臨時検査を実施する部分(回数、箇所)の段階確認を省略することができることを明記した。 (段階確認、臨時検査における机上対応) 目視確認が困難な場合、書類、写真、遠隔カメラ等による机上検査・机上確認が可能であることとした。 (臨機の対応) 応急工事等で進捗を急ぐ必要がある場合は、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができることとした。 (臨時検査の明確化) 矢板工等の不可視箇所にかかる臨時検査実施や回数が明確で無かったことから、対象工種及び頻度を明記することとした。(矢板工、函渠工、落差工等)	下層路盤、上層路盤	(臨時検査から段階確認に一部移行) 臨時検査は1工事1回とし、複数回実施する場合は段階確認に位置づけ、河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事については、臨時検査の対象外とした。	表層安定処理工 パフォームレン工 締固め改良工 固結工	(臨時検査箇所の不可視部への限定) 臨時検査の実施範囲を、完成時に上物が構築され不可視となるものに限定した。	矢板工	(臨時検査の明確化) 笠コンを設置することで基準高、変位が確認出来なくなる場合に、臨時検査を実施することを明記した。	既製杭工 場所打杭工 深礎工	(段階確認の確認項目の追加) 傾斜の確認を追加した。	オープンケーツ基礎工 ニューマチックケーツ基礎工	(臨時検査実施時期の明確化) 臨時検査実施時期を明確化した。	鋼管矢板基礎工	(臨時検査への追加) これまで、取り扱いが曖昧であったが、矢板完了時に臨時検査を実施することを明記した。		削除						
種別	暫定運用の内容																								
全般	(段階確認と臨時検査の重複対応) 段階確認と臨時検査が重複している工種について、臨時検査臨時検査を実施する部分(回数、箇所)の段階確認を省略することができることを明記した。 (段階確認、臨時検査における机上対応) 目視確認が困難な場合、書類、写真、遠隔カメラ等による机上検査・机上確認が可能であることとした。 (臨機の対応) 応急工事等で進捗を急ぐ必要がある場合は、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができることとした。 (臨時検査の明確化) 矢板工等の不可視箇所にかかる臨時検査実施や回数が明確で無かったことから、対象工種及び頻度を明記することとした。(矢板工、函渠工、落差工等)																								
下層路盤、上層路盤	(臨時検査から段階確認に一部移行) 臨時検査は1工事1回とし、複数回実施する場合は段階確認に位置づけ、河川の管理用通路等、道路法が適用されず附帯的な工事については、臨時検査の対象外とした。																								
表層安定処理工 パフォームレン工 締固め改良工 固結工	(臨時検査箇所の不可視部への限定) 臨時検査の実施範囲を、完成時に上物が構築され不可視となるものに限定した。																								
矢板工	(臨時検査の明確化) 笠コンを設置することで基準高、変位が確認出来なくなる場合に、臨時検査を実施することを明記した。																								
既製杭工 場所打杭工 深礎工	(段階確認の確認項目の追加) 傾斜の確認を追加した。																								
オープンケーツ基礎工 ニューマチックケーツ基礎工	(臨時検査実施時期の明確化) 臨時検査実施時期を明確化した。																								
鋼管矢板基礎工	(臨時検査への追加) これまで、取り扱いが曖昧であったが、矢板完了時に臨時検査を実施することを明記した。																								
25	<p>別紙-1 段階確認と臨時検査の暫定運用の解説(一般土木工事) 2/2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>暫定運用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>護岸工</td> <td>(臨時検査と段階確認の区分の変更)                      河川工事における検査待ちを解消するため、護岸埋戻し前の確認は、原則として監督員の段階確認とし、覆土で全面的に不可視となる場合、安定計算を伴う護岸や岩盤の確認が必要な場合に臨時検査を1工事1回実施することとした。また、段階確認と臨時検査の対象工種に落差工を追加した。                 </td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td>(臨時検査実施頻度の設定)                      ブロック工の臨時検査は全数検査が基本であるが、製作ヤードの制約や緊急性等で全数製作完了前に設置を開始することがある。この場合は、複数回の臨時検査で対応することを原則とするものの、設置後のブロックが確認出来る場合は臨時検査の対象個数を全数の50%以上としても良いこととした。                 </td> </tr> <tr> <td>重要構造物</td> <td>(砂防堰堤の臨時検査対象の明記)                      砂防堰堤の臨時検査は最大断面のコンクリート打込み前とした。                      (函渠工の臨時検査の追加)                      臨時検査の実施対象に内空2.5m以上の函渠工の背面埋戻し前を追加した。                 </td> </tr> <tr> <td>ケーソン工 捨石工</td> <td>(段階確認への明記)                      港湾工事監督技術基準によることとした。                 </td> </tr> <tr> <td>集水井内集水ボーリング</td> <td>(段階確認の実施と臨時検査実施範囲の限定)                      段階確認で削孔深さ、配置誤差、せん孔方向の確認を実施することとし、臨時検査は1工事1回に限定した。                 </td> </tr> <tr> <td>床版工</td> <td>(臨時検査の実施)                      クラック等の欠陥の有無を確認するため、橋面防水工実施前の臨時検査を追加した。                 </td> </tr> <tr> <td>トンネル支保工 トンネル覆工 トンネルパート工</td> <td>(臨時検査の実施頻度)                      臨時検査の頻度は1工事1回、または複数年契約の場合には1年に1回実施することとした。                 </td> </tr> <tr> <td>鋼板巻立て工</td> <td>(臨時検査の実施)                      足場撤去前に臨時検査を実施することとした。                 </td> </tr> <tr> <td>ダム工</td> <td>(臨時検査実施工種の明確化)                      ダム工における臨時検査実施工種を設定した。                 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(降雪前検査の明確化)                      降積雪等で現場確認が困難となる箇所を臨時検査を実施することを明確にした。                 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	暫定運用の内容	護岸工	(臨時検査と段階確認の区分の変更) 河川工事における検査待ちを解消するため、護岸埋戻し前の確認は、原則として監督員の段階確認とし、覆土で全面的に不可視となる場合、安定計算を伴う護岸や岩盤の確認が必要な場合に臨時検査を1工事1回実施することとした。また、段階確認と臨時検査の対象工種に落差工を追加した。	ブロック工	(臨時検査実施頻度の設定) ブロック工の臨時検査は全数検査が基本であるが、製作ヤードの制約や緊急性等で全数製作完了前に設置を開始することがある。この場合は、複数回の臨時検査で対応することを原則とするものの、設置後のブロックが確認出来る場合は臨時検査の対象個数を全数の50%以上としても良いこととした。	重要構造物	(砂防堰堤の臨時検査対象の明記) 砂防堰堤の臨時検査は最大断面のコンクリート打込み前とした。 (函渠工の臨時検査の追加) 臨時検査の実施対象に内空2.5m以上の函渠工の背面埋戻し前を追加した。	ケーソン工 捨石工	(段階確認への明記) 港湾工事監督技術基準によることとした。	集水井内集水ボーリング	(段階確認の実施と臨時検査実施範囲の限定) 段階確認で削孔深さ、配置誤差、せん孔方向の確認を実施することとし、臨時検査は1工事1回に限定した。	床版工	(臨時検査の実施) クラック等の欠陥の有無を確認するため、橋面防水工実施前の臨時検査を追加した。	トンネル支保工 トンネル覆工 トンネルパート工	(臨時検査の実施頻度) 臨時検査の頻度は1工事1回、または複数年契約の場合には1年に1回実施することとした。	鋼板巻立て工	(臨時検査の実施) 足場撤去前に臨時検査を実施することとした。	ダム工	(臨時検査実施工種の明確化) ダム工における臨時検査実施工種を設定した。	その他	(降雪前検査の明確化) 降積雪等で現場確認が困難となる箇所を臨時検査を実施することを明確にした。		削除
種別	暫定運用の内容																								
護岸工	(臨時検査と段階確認の区分の変更) 河川工事における検査待ちを解消するため、護岸埋戻し前の確認は、原則として監督員の段階確認とし、覆土で全面的に不可視となる場合、安定計算を伴う護岸や岩盤の確認が必要な場合に臨時検査を1工事1回実施することとした。また、段階確認と臨時検査の対象工種に落差工を追加した。																								
ブロック工	(臨時検査実施頻度の設定) ブロック工の臨時検査は全数検査が基本であるが、製作ヤードの制約や緊急性等で全数製作完了前に設置を開始することがある。この場合は、複数回の臨時検査で対応することを原則とするものの、設置後のブロックが確認出来る場合は臨時検査の対象個数を全数の50%以上としても良いこととした。																								
重要構造物	(砂防堰堤の臨時検査対象の明記) 砂防堰堤の臨時検査は最大断面のコンクリート打込み前とした。 (函渠工の臨時検査の追加) 臨時検査の実施対象に内空2.5m以上の函渠工の背面埋戻し前を追加した。																								
ケーソン工 捨石工	(段階確認への明記) 港湾工事監督技術基準によることとした。																								
集水井内集水ボーリング	(段階確認の実施と臨時検査実施範囲の限定) 段階確認で削孔深さ、配置誤差、せん孔方向の確認を実施することとし、臨時検査は1工事1回に限定した。																								
床版工	(臨時検査の実施) クラック等の欠陥の有無を確認するため、橋面防水工実施前の臨時検査を追加した。																								
トンネル支保工 トンネル覆工 トンネルパート工	(臨時検査の実施頻度) 臨時検査の頻度は1工事1回、または複数年契約の場合には1年に1回実施することとした。																								
鋼板巻立て工	(臨時検査の実施) 足場撤去前に臨時検査を実施することとした。																								
ダム工	(臨時検査実施工種の明確化) ダム工における臨時検査実施工種を設定した。																								
その他	(降雪前検査の明確化) 降積雪等で現場確認が困難となる箇所を臨時検査を実施することを明確にした。																								

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由																																																																																																																																														
26	<p>別表2(2) 段階確認・臨時検査一覧(港湾工事)</p> <p style="text-align: center;">一般:一般監督 重点:重点監督 1/1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床堀工</td> <td></td> <td>構造物設置前 床堀完了時</td> <td>床堀区域の水深(底面、法面)</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工</td> <td>均し</td> <td>均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・均し完了後</td> </tr> <tr> <td>ケツ工</td> <td></td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料</td> <td>20%程度</td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>セレー工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> </tr> <tr> <td>裏埋工</td> <td></td> <td>(埋戻し前) 裏埋完了時</td> <td>地盤高、使用材料</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工</td> <td>タイ材</td> <td>定着ナットと締め付け状況</td> <td>締め付け状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>控工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工(エプロン、コンテナヤード等)</td> <td>下層路盤</td> <td>下層路盤(100m2以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜		基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後	ケツ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後	セレー工					・製作完了後、据付後	ブロック工					ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)	裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜		汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事		控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時	舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m2以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事	上層路盤	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事	<p>別表2(2) 段階確認・臨時検査一覧(港湾工事)</p> <p style="text-align: center;">一般:一般監督 重点:重点監督 1/1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床堀工</td> <td></td> <td>構造物設置前 床堀完了時</td> <td>床堀区域の水深(底面、法面)</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工</td> <td>均し</td> <td>均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・均し完了後</td> </tr> <tr> <td>ケツ工</td> <td></td> <td>鉄筋組立完了時</td> <td>施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料</td> <td>20%程度</td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>セレー工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製作完了後、据付後</td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td>ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前</td> <td>1回/1工事</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>裏込工</td> <td>均し</td> <td>防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1</td> <td>延長、天端幅、均し面高さ出来形図</td> <td>1回/1工事</td> <td>・裏込工完了時</td> </tr> <tr> <td>裏埋工</td> <td></td> <td>(埋戻し前) 裏埋完了時</td> <td>地盤高、使用材料</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚濁防止膜工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)</td> <td>1回/1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工</td> <td>タイ材</td> <td>定着ナットと締め付け状況</td> <td>締め付け状況</td> <td>1回/1工事</td> <td>控工完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工(エプロン、コンテナヤード等)</td> <td>下層路盤</td> <td>下層路盤(100m2以上)完了時※1</td> <td>ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>上層路盤</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1</td> <td>使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ</td> <td>1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)</td> <td>上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜		基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後	ケツ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後	セレー工					・製作完了後、据付後	ブロック工			ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	1回/1工事	使用材料、設計図書との対比	裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時	裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜		汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事		控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時	舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m2以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事	上層路盤	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事	表現の適正化
種別	細別			段階確認				臨時検査																																																																																																																																									
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																													
床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜																																																																																																																																													
基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後																																																																																																																																												
ケツ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後																																																																																																																																												
セレー工					・製作完了後、据付後																																																																																																																																												
ブロック工					ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視の場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																												
裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜																																																																																																																																													
汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事																																																																																																																																													
控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時																																																																																																																																												
舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m2以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																												
	上層路盤	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																												
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																												
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																													
床堀工		構造物設置前 床堀完了時	床堀区域の水深(底面、法面)	適宜																																																																																																																																													
基礎工	均し	均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・均し完了後																																																																																																																																												
ケツ工		鉄筋組立完了時	施工状況の適否(設計図との対比、継手構造、品質等)、使用材料	20%程度	・製作完了後、据付後																																																																																																																																												
セレー工					・製作完了後、据付後																																																																																																																																												
ブロック工			ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	1回/1工事	使用材料、設計図書との対比																																																																																																																																												
裏込工	均し	防砂シート等敷設完了時 均し完了時※1	延長、天端幅、均し面高さ出来形図	1回/1工事	・裏込工完了時																																																																																																																																												
裏埋工		(埋戻し前) 裏埋完了時	地盤高、使用材料	適宜																																																																																																																																													
汚濁防止膜工		設置完了時	使用材料、施工状況の適否(構造図との対比)	1回/1工事																																																																																																																																													
控工	タイ材	定着ナットと締め付け状況	締め付け状況	1回/1工事	控工完了時																																																																																																																																												
舗装工(エプロン、コンテナヤード等)	下層路盤	下層路盤(100m2以上)完了時※1	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	下層路盤(100m2以上) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																												
	上層路盤	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事)完了時※1	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	1回/1工区(臨時検査実施工区を除く)	上層路盤(100m2以上の舗装単独工事) ・完了時 1回/1工事																																																																																																																																												

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由
87	<p style="text-align: center;">技第1054号 平成26年3月25日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係事務所(副部)長 様 (財)新潟県建設技術センター理事長 様 (社)新潟県建設業協会会長 様 (社)新潟県港湾空港建設協会会長 様 (一社)建設コンサルタント協会北陸支部長 様 (一社)新潟県測量設計業協会会長 様 新潟県生コンクリート工業組合 様 (社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 北陸支部長 様</p> <p style="text-align: center;">土木部技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知)</p> <p>このことについて、平成25年3月12日付け技第1058号「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について」で通知していますが、別紙のとおり改訂しましたので通知します。 つきましては、貴所属職員、貴管内市町村及び貴管内関係業者に周知してください。 なお、この通知は平成26年4月1日から適用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>主な改訂点 1 消波。根固用異形ブロック製作の場合、打設日1回の供試体作成から、打設量50m<sup>3</sup>に1回の割合で作成することに変更 2 胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート及び小型構造物について、生コン同一配合使用量50m<sup>3</sup>以下の場合、生コン工場の品質証明による確認を行い、供試体作成は行わないこととする。</p> <p style="text-align: center;">担当 新潟県技術管理課工事検査室 土木工事検査監 高橋亮一 電話 025-280-5390</p>	<p style="text-align: center;">技第1036号 平成31年2月18日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係事務所(副部)長 様</p> <p style="text-align: center;">土木部技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知)</p> <p>このことについて、平成26年3月16日付け技第1054号「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について」で通知していますが、別紙のとおり改訂しましたので通知します。 つきましては、貴所属職員、貴管内市町村及び貴管内関係業者に周知してください。 なお、この通知は平成31年4月1日から適用します。 あわせて平成14年12月26日付け事務連絡「高炉セメントを使用した生コンクリートの現場養生した供試体の圧縮強度試験について(通知)」は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>主な改訂点 1 鉄筋コンクリート構造物及び無筋構造物において、現場養生用供試体の作成を特に監督員が指示した場合に作成することに変更</p> <p style="text-align: center;">担当 新潟県技術管理課工事検査室 峰村土木工事検査監 電話 025-280-5432</p>	差替

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由																																																																								
88	<p>別紙 コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体について</p> <p>1 試料採取の頻度 下表のとおり、構造物の種類、コンクリート使用量に応じて①から⑤の扱いとする。</p> <table border="1" data-bbox="397 394 1121 621"> <thead> <tr> <th></th> <th>1工種同一配合の総使用量が50m<sup>3</sup>以上</th> <th>1工種同一配合の総使用量が50m<sup>3</sup>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無筋コンクリート構造物</td> <td>重力式橋台、重力式橋脚</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>消波、根固用異形ブロック</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>小型構造物</td> <td>②</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 打設日1日につき午前1回、午後1回とする。 ② 工事規模を勘案し、1工事あたり1から3回程度とする。回数は、施工計画書の提出時に監督員と受注者で協議する。 ③ コンクリート打設量50m<sup>3</sup>に1回とする。(下記5参照) ④ 打設日1日につき1回とする。 ⑤ 生コンの場合は、生コン工場の品質証明書等で強度を確認し、供試体の作成は不要とする。現場練りの場合は受注者の自主管理とする。</p> <p>2 作成する供試体の数 採取1回あたりの供試体数は下表を標準とする</p> <table border="1" data-bbox="397 890 1121 991"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">標準養生</th> <th>現場養生</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>σ7用</th> <th>σ28用</th> <th>σ28用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td>3個</td> <td>3個</td> <td>3個</td> <td>9個</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート構造物、小型構造物</td> <td>3個</td> <td>3個</td> <td>—</td> <td>6個</td> </tr> </tbody> </table> <p>注・早強コンクリートを使用する場合は、呼び強度を保証する材令を指定することから、それにあわせて圧縮強度試験をする材令について監督員と受注者で協議する。(例: σ7をσ3に、σ28をσ7にする等) ・無筋コンクリート構造物のうち、特に監督員が指示した場合、現場養生用の供試体(原則としてσ28用3個)も作成する。 ・現場での条件を特別に確かめる必要がある場合(下記5参照)は、養生日数、採取回数などについては、監督員と受注者で協議する。</p>		1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満	鉄筋コンクリート構造物	①	②	無筋コンクリート構造物	重力式橋台、重力式橋脚	①	消波、根固用異形ブロック	③	胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート	②	上記以外	④	小型構造物	②	⑤		標準養生		現場養生	計	σ7用	σ28用	σ28用	鉄筋コンクリート構造物	3個	3個	3個	9個	無筋コンクリート構造物、小型構造物	3個	3個	—	6個	<p>別紙 コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体について</p> <p>1 試料採取の頻度 下表のとおり、構造物の種類、コンクリート使用量に応じて①から⑤の扱いとする。</p> <table border="1" data-bbox="1614 394 2338 621"> <thead> <tr> <th></th> <th>1工種同一配合の総使用量が50m<sup>3</sup>以上</th> <th>1工種同一配合の総使用量が50m<sup>3</sup>未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無筋コンクリート構造物</td> <td>重力式橋台、重力式橋脚</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>消波、根固用異形ブロック</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>小型構造物</td> <td>②</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 打設日1日につき午前1回、午後1回とする。 ② 工事規模を勘案し、1工事あたり1から3回程度とする。回数は、施工計画書の提出時に監督員と受注者で協議する。 ③ コンクリート打設量50m<sup>3</sup>に1回とする。(下記5参照) ④ 打設日1日につき1回とする。 ⑤ 生コンの場合は、生コン工場の品質証明書等で強度を確認し、供試体の作成は不要とする。現場練りの場合は受注者の自主管理とする。</p> <p>2 作成する供試体の数 採取1回あたりの供試体数は下表を標準とする</p> <table border="1" data-bbox="1614 890 2427 991"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">標準養生</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>σ7用</th> <th>σ28用</th> <th>σ28用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート構造物</td> <td>3個</td> <td>3個</td> <td>(3個)</td> <td>6個(9個)</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート構造物、小型構造物</td> <td>3個</td> <td>3個</td> <td>(3個)</td> <td>6個(9個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )は、現場養生用の供試体を作成する場合 注・早強コンクリートを使用する場合は、呼び強度を保証する材令を指定することから、それにあわせて圧縮強度試験をする材令について監督員と受注者で協議する。(例: σ7をσ3に、σ28をσ7にする等) ・鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物のうち、特に監督員が指示した場合、現場養生用の供試体(原則としてσ28用3個)も作成する。 ・現場での条件を特別に確かめる必要がある場合(下記5参照)は、養生日数、採取回数などについては、監督員と受注者で協議する。</p>		1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満	鉄筋コンクリート構造物	①	②	無筋コンクリート構造物	重力式橋台、重力式橋脚	①	消波、根固用異形ブロック	③	胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート	②	上記以外	④	小型構造物	②	⑤		標準養生			計	σ7用	σ28用	σ28用	鉄筋コンクリート構造物	3個	3個	(3個)	6個(9個)	無筋コンクリート構造物、小型構造物	3個	3個	(3個)	6個(9個)	差替
	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満																																																																									
鉄筋コンクリート構造物	①	②																																																																									
無筋コンクリート構造物	重力式橋台、重力式橋脚	①																																																																									
	消波、根固用異形ブロック	③																																																																									
	胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート	②																																																																									
	上記以外	④																																																																									
小型構造物	②	⑤																																																																									
	標準養生		現場養生	計																																																																							
	σ7用	σ28用	σ28用																																																																								
鉄筋コンクリート構造物	3個	3個	3個	9個																																																																							
無筋コンクリート構造物、小型構造物	3個	3個	—	6個																																																																							
	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上	1工種同一配合の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満																																																																									
鉄筋コンクリート構造物	①	②																																																																									
無筋コンクリート構造物	重力式橋台、重力式橋脚	①																																																																									
	消波、根固用異形ブロック	③																																																																									
	胴込、裏込コンクリート、均しコンクリート	②																																																																									
	上記以外	④																																																																									
小型構造物	②	⑤																																																																									
	標準養生			計																																																																							
	σ7用	σ28用	σ28用																																																																								
鉄筋コンクリート構造物	3個	3個	(3個)	6個(9個)																																																																							
無筋コンクリート構造物、小型構造物	3個	3個	(3個)	6個(9個)																																																																							

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由
89	<p>3 養生場所、方法</p> <p>① 標準養生 JIS表示認可生コンクリート工場で水中養生する。ただし、ダムコンクリートなど、生コンクリート工場での養生が適さない場合は、監督員と受注者で協議する。</p> <p>② 現場養生 当該工事現場で、対象構造物と同等の養生条件(下記5参照)で養生する。</p> <p>4 供試体の圧縮強度試験場所 上記2の表内で、標準養生及び現場養生のσ28供試体は公的实施機関((一財)新潟県建設技術センター及び工業標準化法第57条に基づく新潟県内のJNLA登録試験事業者)で試験を行う(平成19年6月11日付け技第1005号コンクリート圧縮強度試験の実施機関について(通知)参照)。ただし、これによりがたい場合は、圧縮強度試験に監督員が立ち会うものとする。 標準養生σ7供試体は受注者の自主管理とし生コンクリート工場等で試験を行う。</p> <p>5 注意事項 (1) 打設量50m3に1回とは 総打設量が50m3以下の場合1回、51~100m3の場合2回、101~150m3の場合3回という事である。</p> <p>(2) 現場での条件を特別に確かめる必要があるとは 異形ブロックの製作据付けで材令28日以前に据付けをする場合、プレストレスの導入時期を定める場合、材令28日以前に載荷する場合、脱型枠時期を決める場合、養生の適否を確認する必要がある場合など。</p> <p>(3) 対象構造物と同等の養生条件とは 同等の養生とは、対象構造物と同様な湿潤状態、温度変化、有害作用環境下での養生をいう。湿潤については水中(外部から水の供給がある状態)と封かん(水分逸脱防止)の区分、温度変化については気温や日照、風の影響や保温方法、有害作用については海水の作用など。</p> <p>(4) 当該現場の供試体であることの確認方法 供試体作成時及び現場養生状況の写真は、当該現場内であることがわかるよう背景とともに撮影する。 供試体キャッピング後に上面又は側面に工事番号又は工事名、呼び強度、祖骨材寸法、スランプ、採取日を明示する。 供試体作成時に型枠内に名刺など差し込んではいならない。ただし、NETIS登録の専用シート又は品質に影響ないと発注者が認めたものを利用し、すり替え防止をすることはできる。</p>	<p>3 養生場所、方法</p> <p>① 標準養生 JIS表示認可生コンクリート工場で水中養生する。ただし、ダムコンクリートなど、生コンクリート工場での養生が適さない場合は、監督員と受注者で協議する。</p> <p>② 現場養生 当該工事現場で、対象構造物と同等の養生条件(下記5参照)で養生する。</p> <p>4 供試体の圧縮強度試験場所 上記2の表内で、標準養生及び現場養生のσ28供試体は公的实施機関((一財)新潟県建設技術センター及び工業標準化法第57条に基づく新潟県内のJNLA登録試験事業者)で試験を行う(平成19年6月11日付け技第1005号コンクリート圧縮強度試験の実施機関について(通知)参照)。ただし、これによりがたい場合は、圧縮強度試験に監督員が立ち会うものとする。 標準養生σ7供試体は受注者の自主管理とし生コンクリート工場等で試験を行う。</p> <p>5 注意事項 (1) 打設量50m3に1回とは 総打設量が50m3以下の場合1回、51~100m3の場合2回、101~150m3の場合3回という事である。</p> <p>(2) 現場での条件を特別に確かめる必要があるとは 異形ブロックの製作据付けで材令28日以前に据付けをする場合、プレストレスの導入時期を定める場合、材令28日以前に載荷する場合、脱型枠時期を決める場合、養生の適否を確認する必要がある場合など。</p> <p>(3) 対象構造物と同等の養生条件とは 同等の養生とは、対象構造物と同様な湿潤状態、温度変化、有害作用環境下での養生をいう。湿潤については水中(外部から水の供給がある状態)と封かん(水分逸脱防止)の区分、温度変化については気温や日照、風の影響や保温方法、有害作用については海水の作用など。</p> <p>(4) 当該現場の供試体であることの確認方法 供試体作成時及び現場養生状況の写真は、当該現場内であることがわかるよう背景とともに撮影する。 供試体キャッピング後に上面又は側面に工事番号又は工事名、呼び強度、祖骨材寸法、スランプ、採取日を明示する。 供試体作成時に型枠内に名刺など差し込んではいならない。ただし、NETIS登録の専用シート又は品質に影響ないと発注者が認めたものを利用し、すり替え防止をすることはできる。</p> <p>(5) 圧縮強度試験の写真撮影 写真管理基準(案)による。ただし、公的機関での実施及び監督員が立ち会う場合は写真撮影を省略できる。</p>	差替
90	<p>(5) 圧縮強度試験の写真撮影 写真管理基準(案)による。ただし、公的機関での実施及び監督員が立ち会う場合は写真撮影を省略できる。</p>		差替

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由												
		<p style="text-align: right;">技 第 1035 号 平成31年2月15日</p> <p>土木部関係課長 様 流域下水道事務所長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 交通政策局関係課長 様 地域振興局交通政策局関係所(副部)長 様</p> <p style="text-align: right;">土木部 技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について(通知)</p> <p>このことについて、新潟県土木部では、非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法を平成23年度から導入し実施してきたところですが、国土交通省が実施している非破壊試験等によるコンクリートの品質管理手法の改定に伴い、下記のとおり実施願います。 なお、市町村長へは別途通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 品質管理手法 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について、以下のとおりとする。 別紙1 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について 別紙2 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について</p> <p>2 試験に要する費用 試験の費用については、「共通仮設費率」に含まれることから、技術管理費への積み上げ計上は不要</p> <p>3 適用 平成31年4月1日以降に契約する工事から適用するものとし、それ以外の工事については、監督職員との協議により適用を決定するものとする。</p> <p>4 その他 平成29年9月8日付け技第1019号「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」は廃止</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受信担当</td> <td style="width: 25%;">文書主任</td> <td style="width: 25%;">発信担当</td> <td style="width: 25%;">技術管理課工事検査室 佐々木(内線3418)</td> </tr> <tr> <td>文書公開</td> <td>公開</td> <td>保存期間</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td colspan="4">文書の取扱い・全技術系職員に周知して下さい。</td> </tr> </table>	受信担当	文書主任	発信担当	技術管理課工事検査室 佐々木(内線3418)	文書公開	公開	保存期間	随時	文書の取扱い・全技術系職員に周知して下さい。				追加
受信担当	文書主任	発信担当	技術管理課工事検査室 佐々木(内線3418)												
文書公開	公開	保存期間	随時												
文書の取扱い・全技術系職員に周知して下さい。															

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由
		<p style="text-align: right;"><b>別紙 1</b></p> <p style="text-align: center;">微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について</p> <p><b>第1 目的</b> 微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。</p> <p><b>第2 対象工事の範囲</b> 新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</p> <p><b>第3 発注者及び受注者が実施すべき事項</b> 微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添1「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)に従い実施するものとする。その際、発注者及び受注者が実施すべき事項を、以下に記す。 1. 受注者による施工管理 受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所 等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出する。 2. 検査職員による検査 検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。なお、中間技術検査 においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。</p> <p><b>第4 試験に要する費用</b> 試験に要する費用は、「共通仮設費率」に含まれており積み上げ計上は不要とする。</p> <p><b>第5 その他</b> 発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつづ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。 なお、本手法によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」(国官技第61号、平成13年3月29日)に基づいて行うテストハンマーによる強度推定調</p> <p><b>第6 関連資料等</b> ・微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定要領 (平成30年10月国土交通省大臣官房技術調査課) ・微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定要領(解説) (平成30年10月国土交通省大臣官房技術調査課)</p>	追加

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由
		<p style="text-align: right;"><b>別紙 2</b></p> <p style="text-align: center;">非破壊試験による配筋状態及びひかぶり測定を用いた品質管理について</p> <p><b>第1 目的</b> 非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びひかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を目指すものである。</p> <p><b>第2 対象工事の範囲</b> 対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m<sup>2</sup>以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</p> <p><b>第3 発注者及び受注者が実施すべき事項</b> 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添2「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)に従い実施するものとする。その際、発注者及び受注者が実施すべき事項を、以下に記す。 1. 受注者による施工管理 受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出する。 2. 検査職員による検査 検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。なお、中間技術検査において、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。</p> <p><b>第4 試験に要する費用</b> 試験に要する費用は、「共通仮設費率」に含まれており積み上げ計上は不要とする。</p> <p><b>第5 その他</b> 発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p><b>第6 関連資料等</b> ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領 (平成30年10月国土交通省大臣官房技術調査課) ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(解説) (平成30年10月国土交通省大臣官房技術調査課)</p>	追加
		<p>(特記仕様書作成例)</p> <p>○特記仕様書の明示について 設計書の特記仕様書の施工条件関係の明示項目「X I その他」の施工条件「4. その他」の欄に明示してください。</p> <p>○設計書の特記仕様書の施工条件関係の作成例 本工事の橋梁上部工については、「微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定」を行う。測定方法については監督員と協議すること。</p>	追加

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由												
		<p style="text-align: right;">技 第 647 号 平成29年6月26日</p> <p>土木部関係課長 様 交通政策局関係課長 様 農林水産部漁港課長 様 地域振興局土木部関係部(所)長 様 地域振興局港湾関係所(副部)長 様 流域下水道事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">技術管理課長</p> <p style="text-align: center;">デジタル工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)について(通知)</p> <p>現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化を図るため、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うデジタル工事写真の黒板情報電子化(以下「電子黒板」)を下記のとおり運用できることとしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 運用基準 別添「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」による。 電子黒板の使用にあたっては、受注者が工事打合せ簿により電子黒板を使用する旨を申し出、監督員の承諾を得るものとする。 監督員が承諾する場合、工事打合せ簿にて「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準による電子黒板の使用を承諾する。」と記載し、「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」を添付のこと。 なお、受注者は使用内容について施工計画書に記載することとする。 対象工種については、現行の写真管理基準(案)に準ずる。</p> <p>2 適用年月日 平成29年7月1日以降、入札の公告または入札の通知(通常型指名競争入札の場合)を行う工事から適用する。 なお、既に契約済みの工事及び平成29年6月30日までに契約を行う工事については、監督員の承諾を得たうえで実施してよいものとする。</p> <p>3 その他 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、共通仮設費の技術管理費(率分)に含まれるものとする。 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。</p>	追加												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受信担当</td> <td style="width: 25%;">文書主任</td> <td style="width: 25%;">発信担当</td> <td style="width: 25%;">積算情報班 蕪澤、内山(内線3426)</td> </tr> <tr> <td>文書公開</td> <td>公開</td> <td>保存期間</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>文書の取扱い</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全技術系職員に周知して下さい。</li> <li>・各地域振興局に対しては、地域整備部(本局庁舎以外の事務所、分所等を含む)等あてに送信しています。配布、転送の必要はありません。</li> </ul> </td> </tr> </table>	受信担当	文書主任	発信担当	積算情報班 蕪澤、内山(内線3426)	文書公開	公開	保存期間	随時	文書の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全技術系職員に周知して下さい。</li> <li>・各地域振興局に対しては、地域整備部(本局庁舎以外の事務所、分所等を含む)等あてに送信しています。配布、転送の必要はありません。</li> </ul>			追加
受信担当	文書主任	発信担当	積算情報班 蕪澤、内山(内線3426)												
文書公開	公開	保存期間	随時												
文書の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全技術系職員に周知して下さい。</li> <li>・各地域振興局に対しては、地域整備部(本局庁舎以外の事務所、分所等を含む)等あてに送信しています。配布、転送の必要はありません。</li> </ul>														

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対象表

ページ	【現行(平成30年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 平成30年	【改定案(令和元年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和元年	改定理由
		<p style="text-align: center;"><b>デジタル工事写真の黒板情報電子化基準</b></p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)について                      デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。                      デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。                      対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、新潟県土木工事標準仕様書その2 写真管理基準(案)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。                      なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載している技術を使用していること。                      また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。                      なお、使用機器の事例として、URL「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入受注者は、上記1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。                      黒板情報の電子的記入を行う項目は、新潟県土木工事標準仕様書その2 写真管理基準(案)「2-2撮影方法」による。                      ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p>	追加
		<p>3. 黒板情報の電子的記入の取扱い本工事の工事写真の取扱いは、新潟県土木工事標準仕様書その2 写真管理基準(案)及び デジタル写真管理情報基準(案)に準ずるが、上記2に示す黒板情報の電子的記入については、新潟県土木工事標準仕様書その2 写真管理基準(案)「2-5写真の編集等」及び デジタル写真管理情報基準(案)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、上記2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。                      なお納品時に、受注者はURL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。                      なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p>	追加